LIFE AND WELFARE

	社会の動向と		SERVICE CONTRACTOR	-91		2
一一特集-						
昭和53年度	その生活保護	•		9855752956		
	護基準の改定	186851800 PROCESSO VENEZA		11. 2. A. S. P. S.	10 3 3 3 3 3 3 3 4 5	4.72
実施要領の改	正 営方向	9.5 % 6 9.	i de la composición dela composición de la composición dela composición dela composición dela composición de la composición de la composición dela		ig de ai	7
THE REPORT OF THE PARTY OF	·要領の改正… Fの出 <i>活作</i> 名	AND SECURITY OF THE COMME	NOTE AND DESCRIPTION OF THE PARTY OF THE PAR	S100 100 100 100 100 100 100 100 100 100		17
	その生活保証	克·红 运剂				Ť
生活保護指導	・エミフロ (る指導監査方	41.		na na Na tanà	1	10
E OH ON HET HE DE VALUE	設の入所措置			Park was		23
	支給事務関係		40 1 6 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
福祉手当支	'給事務関係 _{''}	********			.,	26
カット・・・・・	rana armo cama en		rankaren ear	渡江	四十代	樹
福祉街論	ente verantario su su con	mentanian	onden synt	******台四	J-I	郞



265

78, 5

全国社会福祉協議会

動 间 活



世

する方法の端的な一例と云えよう。

極めて限られたデータに基づいて全体の状態を推定

するのもその一例と云える。 \mathbb{H} えたり、疲労が重なったりした場合には、 中で最も弱い部分をサンプルにする手法が考えられる。 れる例が多いと云われる。 生じたときには、まず、その最も弱い部分に影響が現わ ないことはもちろんだが、ひとつの考え方として、全体の 対象によってそれぞれ異るところがあり、一様なもので このような推計的手法に依らざるを得ないことが多い。 に比べ、 ンプリングが妥当であるかは、 ンプルが適切なものでなければなるまい。どのようなサ 正確であるためには、 行われている。計測技術の進歩の著しい自然現象の計測 ついて、限られた材料から全体を推し測る手法は数多く 「頃から弱いところに病気が出たり、持病が悪化したり だが、 一般的に云って、 このような極端な例は別にしても、地球上の諸現象に 計測の難しい社会現象の場合には、とりわけ、 限られた部分から全体を推し測る場合、それが 或る個体なり、組織に異常な変化が 採り上げられた部分、すなわちサ 卑近な例で云えば、 調査しようとする目的や 身体のうちで 体調が衰

体の変化を鋭敏に現わしたものと云うことができ、 の人からかかり始めるのも、しばしば見かける現象であ 云うことができよう。 いわば、弱い部分に現われる変化は、 全体の変化の前触れとしての信号のようなものと カゼなどが流行した際も、病弱な人や過労気味 第一には、全

動向を察事するためのパロメーターとしての機能を果す このような意味で、 弱い部分に生ずる変化は、 全体の

の大気の状態まで分析するとの話があった よう に思 宇宙飛行士が持ち帰った月面の岩石や砂から、 月表 そ の

ヘ類がはじめて月に到達してすでに久し い

幼児の健康や体位の低下が始まるだろう。 的な弱者であるグループの生活や行動に端的 に 現 わ れ とは云うまでもないし、食糧事情が悪化した場合には乳 る。物価が上昇して最初に苦しむのは低所得者であるこ うなことが云えよう。 社会、経済の状態、 これらにおける変化は、 国民生活の動向についても同じよ まず社会

を察知するためのひとつのバロメーターとなるのではな 云っても生活保護世帯の状況である。この意味で生活保 社会の中での弱者の状況を示す代表的なものは、 に関する調査結果は社会、 経済、 国民生活の動向 何と

護行政の実施に必要なデータを集めるものであり、行政 なことだろう。 こに現われる社会の状態の変化を分析してみるのも重要 あることは云うまでもない。 の効果測定や反省、 生活保護世帯の動向についての調査は、 改善の資料として用いるべきもので だが、一歩踏み込んで、そ 本来、

兆の事前察知を試みることも可能であろう。 のみならず、関連制度の効果測定や、 向の影響もあろう。それらの分析を通じ、生活保護制度 度の影響や、 のあり方の影響によるものが多いだろうが、 ない。その中には、 生活保護世帯の動向に現われる変化は一 前に述べたような社会経済、 生活保護行政そのものの適用や制度 国民生活の変化の 国民生活の動 様のものでは 他の関連制

ければなるまい。 さえも、 の意義を考えるとき、 を得ない実情でもあるが、 ていない。また、かなり限定された現行の調査について 「憾ながら、こうした分析のための体制は充分に整っ 諸般の事情から関係者に無理な協力を願わざる 関係者それぞれその強化に努めな 生活保護に関する調査、分析

(厚生省社会局保護課長)

昭和53年度の生活保証

厚

生

省社会

局

保

護

課

基準の改定

第34次生活保護

級地制度の解消を含め各挟助基準ほぼ全助基準の一一%の引上げを始めとし、四五十三年度の生活保護基準は、生活挟

般に亙って改定が行われた。

いう観点から、積極的な改善が行われて保護世帯の消費水準の格差を縮小すると活の向上等に対応しつつ、一般世帯と被活の向上等に対応しつつ、一般世帯と被助基準については、従来から一般国民生助基準のうち中心となる生活扶

る

られた。 も、従前と同様の観点に立って改善が図も、従前と同様の観点に立って改善が図

しかしながら、最近における急激なかつ大幅な円レートの騰貴、個人消費の停滞、雇用状勢の低下等による経済の不況、その先行不安などは、国民生活に多大の影響を与えている。こうした問題のさなかにあって、関係者の間で国民の最さなかにあって、関係者の間で国民の最も生活費を保障している生活保護制度に低生活費を保障している生活保護制度に低生活費を保障している生活保護制度にあるか、関係者が等しく注目したと準になるか、関係者が等しく注目したところである。

稼働能力の乏しい者が著しく増大してい 稼働能力の乏しい者が著しく増大してい 場に当な、 場に端を発した不況の長期化による 出危機に端を発した不況の長期化による 出危機に端を発した不況の長期化による が大きく反映されたものと考えられ でいる。また、母子、傷病障害者などの のいる。また、母子、傷病障害者などの のいる。とれは石 のいる。とれは石

生活保護制度は、このような経済不況の影響を受けやすい低所得階層などを中ハンディキャップ立負った階層などを中ハンディキャップ立負った階層などを中へとした階層の最終的なよりどころとして、重要な役割を果たすものであり、生て、重要な役割を果たすものであり、生て、重要な役割を果たすものであり、生活保護基準の改善いかんは、これらの階層に対する国の姿勢を端的に示すものである。さらにこの制度によって保障されある。さらにこの制度によって保障制度がよりである。

と、妥当性が確保されるよう図られていいて十分な検討がなされ、常にその合理は、国民生活の現状と将来の見通しにつは、国民生活の現状と将来の見通しにつけ、妥当性が確保されるようとでは、との基準設定に 当って

こ。 国の予算編成方針に則っとって 行わ れっては、こうした点を十分踏まえ、更にっては、こうした点を十分踏まえ、更に

すなわち、五十三年度の国の予算の編

成は、財源の重点的かつ効率的配分に意 中 公共事業等の大幅な拡充とともに社会保 中 公共事業等の大幅な拡充とともに社会保 性 社会的経済的に弱い立場にある人々に対 と する各般の福祉施策については、その充 実が図られ、中でも生活保護基準の設定 にあたっては、前に述べたような国民の にあたっては、前に述べたような国民の にあたっては、前に述べたような国民の な 最低生活の保障という観点から最大限の 電低速が払われた。

について扶助別に順を追って説明する。(次頁)のとおりであるが、改定趣旨等生活保護基準の改定 概 要 は、 表-1

生活扶助基準

つれこ。 は、対前年度当初比一一%の引上げが行は、対前年度当初比一一%の引上げが行

七円に引き上げられ、月額一〇、四六三度の九五、一一四円から一〇万五、五七女)の場合、生活扶助基準額は、五二年帯(三五歳男、三〇歳女、九歳男、四歳帯(三五歳男、一級地における標準四人世

		衣一哨和	153年度生活保護書	5年の収定概要			(1級地)
	第 33 次 (52年4月1日)	第 34 次 (53年4月1日)	摘 要		第 33 次 (52年4月1日)	第 34 次 (53年4月1日)	摘 要
1 生活扶助基準	H.	hd	(4級地の廃止)	再生	円 9,000	円 9,000	
〔基準生活費〕			第34次 (標準 4 人世帯基準	蚊 帳	4,000	4,800	
(1)居宅(1類十2類)			額) 1級地 105,577円	家 具 什 器 一般基準	12,000	12,000	
標準 4 人世帯	95,114	105,577	2級地 96,074円 3級地 86,577円	特別基準	20,000	20,000	
(2)期末一時扶助费			0,00,017,1	被 服 (平常着)	6,500	6,500	
居 笔		(53.12.1)	a-27 J	常時失禁患者等結つ 布 お む つ	10,000	10,000	
収 容	7,330 2,630	8,140 2,920	file twift and the s	紙おむつ	15,000	15,000	
[収容保護基準]				出産準備のための被服等	_	33,000	◎新生児のための被
(1)救 護 施 設	30,660	34,030		配電・水道等設備費	10,000	55,000	服・おむつ等の統一 合
(2)更生施設	32,480	36,050		(11)入学準備金	円以内	円以内	
(加 第 等)				小 学 校 中 学 校	23,000	25,000	
1 (1)妊産婦加算				2. 教育扶助基準	27,000	29,000	
妊娠 6 ヶ月未満	,4,930	5,470	ļ	2. 教育扶助泰學 小 学 生	1,190	1,280	
妊娠6ヶ月以上	7,410	8,230		中学生	2,400	2,580	◎ 基準額のほか、学校給 食費通学のための交通 費、クラブ活動に要す る用具類等については
産婦	4,580	5,080		3. 住宅扶助基準		·	る用具類等については 実費支給
(2)老 齢 加 算				(1)家賃・間代等	円以内 9,000	円以内 9,000	
70 歳 以 上 68歳以上70歳未	9,700	10,800		(2)住宅維持費		円以内	
満の病弱者	7,300	8,100		一般基準	円以内 55,000	55,000	
(3)母 子 加 算	12,600	14,000	į	特別基準	90,000	100,000	
児童が2人の場	1,010	1,120		4. 医療扶助基準			◎国民健康保険の診療力針、診療報酬
合に加える額 児童が3人以上	,,,,,,,	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		5. 出産扶助基準			の例による
1人を増すごと に加える額	500	560		一般基準施設分娩) 円以内	円以内 60,000	
(4)障害者加算				居宅分娩	53,000	72,000	
障害等級表				特別基準	68,000	75,000	
(1級)	14,600	16,200	1	衛生材料费	3,000	3,000	
(2級)			[6. 生業扶助基準	円以内	門以內	
障害等級表(3級) 重度障害者家族	9,700	10,800		(1)生 業 費 (2)技能修得費	30,000 25,000	30,000 25,000	
介護料	6,340	6,340		(3)就職支度費	20,000	20,000	
介 護 加 第	5,000	(52.12.1) 5,500		7. 貚祭扶助恭準	円以内	rit blots	!
重度障害者他人 介護料	円以内 28,000	円以内 29,000		大 人	62,000	円以内 74,000	
(5)在宅患者加算	년년 7,140	円 7,930		小 人	49,600	59,200	
(6) 放射線障害者加算		,		8.勤労控除等			
負傷又は疾病の	12 500	(52.8.1)		(1)業種別基礎控除	իւյ	[F]	◎稼働日数が21日以上で一定額以上の
状態にある者	13,500	15,000		(1)の職種(内職) (2)の職種(日雇)	11,450 15,260	12,710 16,930	収入を得ている場 合は、収入に応じ
負傷又は病気の 状態に該当しな	6,750	(52.8.1)		(3)の職種(土工)	19,190	21.300	て控除額を増額
くなった者		7,500		(2)特 別 控 除	円以内 78,100	円以内 86,700	
(7)多子養育加算		5,000		(3)新規就労控除	4,000	4,000	
(8)人工栄養費	円以内	7,120 円以内	}	(4)未青年者控除	6,000	8,000	
(9)入院患者日用品費	12,410	13,780	ĺ	(5)不安定就労控除	4,000	4,000	
(10)一時扶助費	一円以内	円以内		(6)実 費 控 除	実 費	実 费	◎社会保険料、組合
布 団 類 新規							費通勤費等

53年度経済見通しの概要

項

個人消費支出伸び率

1 人当り個人消費支

消費者物価上昇率

(年度平均)

毐

人口の伸び率

出伸び率

生活扶助基準

Ó

水準につ

١,

(

国民経

対前年度

上昇率

11.9

1.0

10.8

6.8

%

ものである。 おいて見込まれる個人消費支出及び物価 れを上回る大幅なものである とい 景に一一・九%増、 気回復に伴う個人所得の着実な増加を背 民総生産 おける対外均衡の回復に努めるため、 の安定を確保するとともに、 景気回復を図り、 よる景気の後退から脱して、 見通しにおいては、 の動向等を総合勘案して改善が図られた われたが、具体的には政府経済見通しに 八%増となるものと予測されている。 五十三年度の政府経 生活扶助基準は、 表一2のとおりであるが、 (実質経済成長率) は七%を見 個人消費支出は全般的な景 本年度の基準改定率は、 国民生活、 円高傾向等の影響に 一一%の引上げ 一人当り換算で一〇 临済見通 国際収支に とくに雇用 内需中心の L この経済 0) え 概 1981 魌

表3 生活扶助基準と国民経済、 家計消費支出との比較

	(生	月囯	経済	家計消	費支出
	(春年度当初了級地)	消費者物価指数	(一人当り年額) 個人 消費支出	(東京都一人当り) ・般勤労者世帯	(東京都一入当り)被保護勤労者世帯
	円	FF	[r]	円	円
47年度	100	100	100	100	100
48 "	114	116	119	115	121
49 🌶	137	142	146	143	150
50 🥓	169	156	166	161	182
51 /	190	171	186	183	196
52 *	214	注新提达》 184	寒間返あ 205		

国民経済は「国民所得統計年報」、 (資料) 国民社府は「国民所資訊日平報」、 家計消費支出は「総理府家計調査」 及び「被保護者生活実態調査」に よるものである。

低所得世帯と被保護世帯 表4 との費目別の格差

(5) 年度1人当り)

		(017	一及 (八当り)
	支 出	月額	格美
	全国一般勤労 者 世帯第1·10 分位階層 A	全国被保護勤 労者世帯 B	B/A
	μj	円	%
消費支出	33,093	27,318	82.5
食料費	12,541	12,063	96.2
住居費	3,494	2,857	81.8
光熱費	1,668	1,382	82.9
被服費	2,968	3,175	107.0
維費	12,456	7,841	62.9

(資料) 一般勤労者世帯(第1:10分位階 層)は、総理府家計調査(特別集計)、被保護勤労者世帯は、被保護者生活実態調査によった、

四 度においては生活扶助基準は二一四であ 護世帯の生活水準が高くなってきたこと ま ŋ がうかがえる。 六となっており、 比較すると、 八三に対し、 ○○とする指数で較べると、 勤労者世帯 七年度を一〇〇とした五十一年度の -3のとおりであるが、四十七年度を 個人消費支出の実績見込み二〇五と 消費者物価指数の実績見込み一 家計消費支出についてみると、 大幅な伸びを示している。 (東京都一人当り) の指数 被保護勤労者世帯は一九 一般世帯に比較し被保 五十二年 Л Щ

現在の被保護世帯の生活水準

実際の被保護世帯の生活水準 なことは、 1 のものであるかである 生活扶助基準の設定に当って最も重要 保護基準によって保障される ij どの程 Ø

皮

較によって、

被保護世帯の生活水準を眺

般世帯と被保護世帯の家計調査

14

ウ. 級地の指定替え

生活保護基準においては、

格差は、 ある。 めると次のとおりである。 七%強となっており、

円の増額となった。

済及び家計消費支出と比較した数値

る

生活扶助基準引上げの背景

がみられる。 っており、被服費についても同様な状況 保護世帯との費目別支出額の格差をみる と一般回帯とほとんど差のないものとな 次に、 (実収入が低い方から数えて一割 に対しては、 五十一年度の金国の第1・ 食料費では九六%程度 十分位階 の階 と被

層

ることから、これらの格差はさらに縮 上回る生活扶助基準の引上げを行って 想される一般世帯の消費水準の伸び率を するものと考えられる。 五十二年度、 五十三年度においても予

各地域 15 お

護労働者世帯との比較では五十一年度五 般世帯と被保護世帯との消費支出 東京都の一般勤労者世帯と被保 表 4によって低所得世帯 縮小傾回が顕著で

こととなっ すべて右に準じて級地基準が適用される この結果、 地区分がある他の扶助基準においても

その他の生活扶助基準の改定

生活挟助基準の引上げに準じ 末 一時扶助、 入院患者日用品費 7 各 R

の生活水準の地域間格差の縮小傾向等に 三十二年度以来設けられているが、 級地から四級地までの地域区分が 般世帯の消費水準の動向等を勘案 五十二年度までに残って 生活扶助基準のみならず、 必要に応じ個別に市町村 五十年度以降大幅な三 とくに四

級地への格上げ措置が図られた。 対応するため、 る四級地町村をすべて三級地に指定替え させるため、 活水準の地域格差の縮小傾向に一層即 の指定替えが行われてきたが、 地については、 五十三年度においては、そのような 級地を三区分割にすることとさ

においてもその限度額について所要の引 されることになっているが、五十三年度 都道府県別・級地別の特別基準額が適用 等の額が一般基準をこえる場合には別に 上げが行われた。 住宅扶助基準については、家賃、間代

3 住宅扶助基準

た。

○円から二、五八○円に引き上げられ

考慮して、基準額が、小学生一、一九〇 円から一、二八〇円に、中学生二、四〇 の児童、生徒の教育費の支出状況などを の値上がり及び父兄が負担する一般世帯 教育扶助基準については、学用品費等

教育扶助基準

学時の場合二九、○○○円以内にそれぞ れ引き上げられた。 の場合二五、〇〇〇円以内に、中学校ス

そのほか、入学準備金が小学校入学時

られた。

介護料が二九、○○○円以内に引き上げ

齢加算は一○、八○○円となった。更 に、障害者加算のうちの重度障害者他人

基準額が引き上げられた。その結果、老 て老齢加算、母子加算及び障害者加算の 三、七八〇円以内に引き上げられたほ

八、一四〇円(一級地居宅の場合)、

養費等についてもそれぞれ改善された。 か、妊産婦加算、在宅患者加算、人工栄

また、生活扶助基準の引上げに連動し

表 5 最低生活保障水準の具体的事例

					標 準 4	人世帯			母 子 3	人世帯	
		(35歳男(日雇)・30歳女・9歳男(小)・4歳女)					(30歳女・9歳男(小)・4歳女)				
				52年度	(当初)	53 3	下 度	52年度	(当初)	5.3 3	手 度
				1 級 地	3 級 地	1 級 地	3 設地	1 設 地	3 級 地	1 級 地	3 級 地
件	λFi	扶	助	95,114[1]	78,003[¹]	105,577FU	86,557[4]	70,583[1]	57,885[1]	78,430円	64,316F
					ĺ						
ЛП		第(別	掲)		_			(母子加算) 13,610	(母子加算) 13,610	(母子加算) 15,120	(母子加算) 15,120
教	Ťí		助	1,190	1,190	1,280	1,280	1,190	1,190	1,280	1,280
住	宅扶助_	(特別基 - 般 基	準) (単	(24,900) 9,000	(18,800) 5,000	(29,200) 9,000	(21,800) 5,000	(24,900) 9,000	(18,800) 5,000	(29,200) 9,000	(21,800) 5,000
勤	労	禁	除	15,260	14,340	16,930	15,910		. –		
合	(住宅特別基準) 計住 宅 一般 基 準		(136,464) 120,564	(112,333) 98,533	(152,987) 132,787	(125,567) 108,767	(110,283) 94,383	(91,485) 77,685	(124,030) 103,830	(102,516) 85,716	
					老 人 2 (72歳男・	人 世 帯 ・67歳女)			老 人 卓 (70 - 幕		
			ļ	52年度	(当初)	53 I	度	52年度	(当初)	53 £	5 度
		Samuel of Bandon are according		1 級 地	3 級 地	1 級 地	3 級 地	1 級地	3 級 地	1 級 地	3 設 坦
生	活	扶	助	55,543円	45,547円	61,774[^T]	50,665FJ	35,544円	29,148円	39,568円	32,444
ħO		算(別	£617	(老齢加算) 9,700	(老齡加算)	(老齢加算)	(老齡加算)	(老齡加算)	(老齢加算)	(老齢加算)	(老齢加算)
か 教			助	3,700	9,700	10.800	10,800	9,700	9,700	10,800	10,800
				(24,900)	(18,800)	(29,200)		(04,000)	(10,000)		
住:	宅扶助_	一般基	準	9,000	5,000	9,000	(21,800) 5,000	(24,900) 9,000	(18,800) 5,000	(29,200) 9,000	(21,800) 5,000
勤	労	控	助		_		A		1		
合	計作字	2特別基 一 般 表	進) r 36	(90,143) 74,243	(74,047) 60,247	(101,774) 81,574	(83,265) 66,465	(70,144) 54,244	(57,648) 43,848	(79,568) 59,368	(65,044)

⁽注) 1. 上記の基準額のほか、学校給食費、通学交通費等の実費が支給され、社会保除料、通勤費等の実費が 控除される。

^{2.} 住宅扶助は、一般基準額を示したが、家賃、地代の額がそれを上回る場合は特別基準が適用される。 ()内は東京都の場合の特別基準最高額である。

4 出産扶助基準

施設分娩の場合六〇、 はないものの実態料金の上昇が著しいこ その理由は、①居宅分娩の適用者は多く たのを改め、二区分の基準とされたが、 の施設分娩と居宅分娩が同じ基準であっ 料等の基準額が五三、〇〇〇円以内から Ł と、②きめ細かな配慮が必要とされたこ に引き上げられた。五十三年度から従来 宅分娩の場合七二、〇〇〇円以内と大幅 る費用の実態に対応するため、分娩介助 出産扶助基準については、出産に要す 等によるものである。 〇〇〇円以内、居

また、特別の事情がある場合の基準額 七五、〇〇〇円以内に引き上げられ

る必要最少限度額(八日以内の入院)につ ○○○円と施設分娩の場合は入院に要す 、て別に支給されることになっている。 基準額のほか、衛生材料費三、

> きく上回っている。 る分娩費の最低保障額(一〇万円)を大 円)程度の水準となり、 度の基準額に入院料の実費等を加えると 一四万円(特別基準額の場合一五万五千 施設分娩の場合、改定された五十三年 健康保険法によ

葬祭扶助基準

5

ら七四、○○○円以内に引き上げられた められている。 代のほか、火葬科、 から八、二〇〇円に改定された。 要する費用の支給限度額が六、〇〇〇円 ほか、自動車の料金その他遺体の運搬に 二、〇〇〇円以内(大人一、二級地)か る費用の実態に対応して、基準額が六 なお、必要に応じて先に示した霊柩車 葬祭扶助基準については、葬祭に要す 文書料の加算額が認

6

勤労控除のうち業種別基礎控除につい 勤労控除

> に適用される未成年者控除についても、 についても所要の改善が行われたほか、 事務職、内職等の職種については、一 未成年者が就労して収入を得ている場合 上げられた。 〇円から一六、九三〇円にそれぞれ引き の引上げが行われ、一、二級地の場合で ては生活扶助基準の改定と同様に一一% 一、四五〇円から一二、七一〇円に、 が定められている収入金額別基礎控除 また、特別控除及び収入に応じて控除 農業等の職種については一五、二六

7

六、〇〇〇円から八、〇〇〇円に引き上 未成年稼働者の処遇充実の一環として

最低生活保障水準

被保護者の年齢、 実際に保障される最低生活保障水準は、 は以上のとおりであるが、被保護世帯が 五十三年度の生活保護基準改定の内容 性 世帯構成、 所在地

> と表―5 を想定してその世帯毎の保障水準を示す 等によって異なるので、いくつかの世帯 (前質) のとおりとなる。

万九、五六八円)となる。 合はそれぞれ八万一、五七四円(一〇万 非稼働の老人二人世帯及び老人一人の場 じ。一五万二、九八七円)となり、また 額<東京都>を適用した場 合、 以 下 同 万二、七八七円(住宅扶助特別基準最高 一、七七四円)、五万九、三六八円(七 標準四人世帯の場合は、一級地で一三

さらに高いものとなる。 組合費等の実費控除等を加えると、実際 通学のための交通費、収入金額別基礎控 ね二、五〇〇円八五十二年全国平均>)、 に必要に応じて、学校給食費(小学校概 に被保護世帯に保障される生活水準は、 に限って計上したものであり、このほか 基準(住宅扶助は特別基準も)及び控除 この最低生活保障水準は、一般的な 特別控除のほか、社会保険料、労働

たこと。 (課第3の9)

△解説√

事業用品としての自動車については、 ていくために利用していると認められる にならず、かつ、 地域の低所得世帯との均衡を失すること 業種目、地理的条件等から判断して当該 従来、資産としての自動車の保有は、 現に最低生活を維持し

和五三年四月一日から適用されることと 保護の実施要領の一部改正が行われ、 第三四次生活保護基準の改定とともに 昭

中心に、支給要件の緩和、額の改善、 務簡素化のための権限の委譲等を図った を教育扶助の特別基準で認めたこと、 林間学校等夏季施設参加のための交通費 通勤用自動車の保有を認めたこと、臨海 産準備のための費用を統合したこと等を 今回の改正は、 ij. 出

実施要領

改正

した。

間

へき地等におけ

に説明を要しないと思われるものは省略

なお、字句の整理にとどまるもの等特

ことである。

山間へき地等における は通勤することがきわめて困難であり、 よる以外に通勤する方法が全くないか又 条件の悪い地域に居住する者が自動車に (1) Щ

山間

へき地等地理的条件、気象的 通勤用自動車の保有

> り通勤用自動車の保有を認めることとし られるときは、都道府県知事の承認によ かつ自動車の保有が社会的に適当と認め

えないこととされている。場合などは、その保有を認めて差しつか

ンかいながら、山間、/き地等地理内一般的には認められていない。 体障害者の運動用自動車の保有を除き、 一方、生活用品としての自動車は、身

しかしながら、山間、へき地等地理的しかしながら、山間、へき地等地理的ときは都道府県知事の承認ない場合があることから、今回一定の要ない場合があることから、今回一定の要ない場合があることから、今回一定の要ない場合があることから、今回一定の要ない場合があることがら、山間、へき地等地理的ときに都道府県知事の承認としたものである。

件も満たすことが必要である。 が、具体的には、次に述べるいずれの条は、課第3の9において示されているは、課第3の9において示されている

知のて困難であるとは、道路の事情、公知のて困難であるとは、道路の事情、公知のて困難であるとは、道路の事情、公知のて困難による以外通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難なことである。また、自動車による以外通勤する方法が全くないか、又は通勤することがきわめて困難でされた豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づき指定された豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づき指定された豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づき指定された豪雪地帯等をいうものである。また、自動車による以外通勤する方る。また、自動車による以外通勤する方とは、道路の事情、公知のて困難であるとは、道路の事情、公知ので困難であるとは、道路の事情、公知ので国難であるとは、道路の事情、公知のでは、

第二は、世帯の状況からみて、自動車第二は、世帯の状況からみて、自動車とである。すなわち、世帯の人員、構とである。すなわち、世帯の人員、構とである。すなわち、世帯の人員、構とである。すなわち、世帯の人員、構とである。すなわち、世帯の人員、構とである。すなわち、世帯の人員、構とである。すなわち、世帯の人員、構とである。すなわち、世帯の大況からみて、自動車により通勤しなければならず、かつ、当該がが自立の助長に役立っていることが必要である。

第三は、通勤用自動車の保有が地域の実情等から低所得世帯との均衡を失しないことである。自動車の保有が認められいことである。自動車の保有が認められいことである。自動車の管及率が一つの目 安と なるの自動車の普及率が一つの目 安と なるが、この場合、普及率を唯一の判断基準として機械的に取り扱うことは適当でなく、当該世帯の置かれている特別な事情く、当該世帯のには握し、当該保有が低所得世帯等の状況を動車を保有しない低所得世帯等の状況を動車を保有しないものである。また、自も勘案することが必要である。また、自も勘案することが必要である。また、自むがである。このほか、地域の住民感情、生である。このほか、地域の住民感情、生である。このほか、地域の住民感情、生である。このほか、地域の住民感情、生である。このほか、地域の住民感情、生

第四は、自動車の処分価値が小さく、

通勤に必要な範囲の自動車と認められることでの範囲のものであると認めても当該地域の一般に比べて著しく大きいものでなく、かに比べて著しく大きいものでなく、かに比べて著しく大きいものでなくが必要である。具体的には、自動で比べて著しく大きいものでなく、かいに比べて著しく大きいものでなく、かいに比べて著しく大きいものでなって、通動に必要な範囲の自動車と認められる通勤が必要な範囲の自動車と認められる通動に必要な範囲の自動車と認められる。

また、自動車の一箇月の維持費(通動また、自動車の一箇月の利用料金より小さいこ 通機関の一箇月の利用料金より小さいこ

第五は、勤労収入が維持費を著しく上降う収入に占める自動車の維持費の割合が、勤務内容、地域の事情等から判断しが、勤務内容、地域の事情等から判断しが、勤務内容、地域の事情等から判断した、当該地域の一般的な勤労収入に占める通勤交通費の割合と比べ均衡を失するとにならないと認められる程度のものことにならないと認められる程度のものであることが必要である。

なお、今回通勤用自動車の保有を都道は、都道府県内下における保有容認の判断は、都道府県内における保有容認の判断は、都道府県内における保有容認の判断は、都道府県内での運用に当たっては地慮するとともにその運用に当たっては地慮するとともにその運用に当たっては地慮するとともにその運用に当たっては地域によって取扱いに著しい差が生じない域によって取扱いに著しい差が生じない。

は、これまで必要最少限度の燃料費、修次に、自動車の保有が認められる場合

控除して差しつかえないこととした。 (課第6の2)、今回、新たに軽自動車 (課第6の2)、今回、新たに軽自動車がの控除することが認められていたがから控除することが認められていたがから控除することが認められていたが

る趣旨ではないことに留意すること。車を更新するための必要経費まで控除すでを認めたものではない。従って、自動を除き、自動車を新たに購入することまをは、、今回の改正は、自立更生を目的また、今回の改正は、自立更生を目的

保有について最終的に判断すること。保有について最終的に判断すること。 は、引き続き、実施機関は、都道府県本は、引き続き、実施機関は、都道府県本は、引き続き、実施機関は、都道府県本は、引き続き、実施機関は、都道府県本は、引き続き、実施機関は、都道府県本は、引き続き、実施機関は、都道府県本は、引き続き、実施機関は、都道府県本は、引き続き、実体障害者の通勤用自動車及び

産婦加算の改善

(2) 専ら母乳により乳児をほ育している(2) 専ら母乳により乳児をほ育している(局第一番がについて、産婦加算の認定期間を三産婦について、産婦加算の認定期間を三

は三箇月間とされていた。は六箇月間とされ、その他の者についてみによって乳児をほ育する産婦についてみによって乳児をほ育する産婦について

これを人工栄養費の認定との関連でみ

認定期間を三箇月間から六箇月間に延長 栄養費が認定されない乳児を専ら母乳に っては乳児をほ育していないが、専ら母なかった。言いかえると、母乳のみによ したものである。 のための栄養補給の観点から産婦加算の よりほ育している産婦については、授乳 が厳密には存在していた。そこで、人工 期間も六箇月でなく三箇月というケース 養費は認定されず、また産婦加算を行う 合は、ほ育している乳児について人工栄 乳によって乳児をほ育している産婦の場 育する場合は人工栄養費は認定されてい 依存する率が二○%に満たない乳児をほ 栄養費が認定されていたが、人工栄養に 乳児をほ育する場合は、当該乳児に人工 産婦が、二〇%以上人工栄養に依存する ると、三箇月間の産婦加算の対象となる

するものであること。 算定されているか否かを基準として認定 ほ育している乳児について人工栄養費が したがって、産婦加算を行う期間は、

母子加算の対象児童の範囲の拡大

(3) 児童扶養手当及び母子福祉年金の支(2)のウの(4)及び(3)並びに局第6の2の2章の3の(2)及び(3)並びに局第6の2のの範囲に改めたこと。(告示別表第1第の範囲に改めたこと。(告示別表第1第の範囲に改めたこと。(告示別表第1第の範囲が昭和五三年四月一日給対象児童の3の(2)及び(3)を行いている。

八解説)

母子加算の支給対象児童の範囲につい

ては、児童扶養手当及び母子福祉年金とでは、児童扶養手当及び母子福祉年金と「養務教育終了前の者」から「一八歳末満の者」(一定の障害のある者については、従来とうり二〇歳未満の者)にまでは、従来とうり二〇歳未満の者)にまでは、だされてきたが、昭和五三年三月三一日でこの経過措置が終了したため、告示及びこれに関連する局長通達の改正を行及びこれに関連する局長通達の改正を行及びこれに関連する局長通達の改正を行

っての標準となるので留意すること。とうり、母子加算額の具体的算定に当た務教育終了前の児童」については、従来なお、周第6の2の⑵のウの坳の「義

出産準備のための費用

(4) 出産準備のための被服費等の統合を

従来、出産を控えて新生児のための寝 具、産着、おむつを用意する必要がある 場合には、各々の需要に応じ真に必要な ものを個別に、被服費の中で定められた を品目毎の基準額の範囲内で支給できる こととされていた。

用として新生児一人当たり三三、〇〇〇 用として新生児のためになにかと身の回り を連備する生活実態があり、その生 が完態に対応するため、従来、被服費の 中で品目毎に設定されていた布団類、被中で品目毎に設定されていた布団類、被中で品目毎に設定されていた布団類、被中で品目毎に設定されていた布団類、被中で品目毎に表においては、出産をしたり、一般家庭においては、出産を

することはないものである。 にかかる規定は、発展的に解消され、本にかかる規定は、発展的に解消され、本にかかる規定は、発展的に解消され、本

円以内の額を支給できることとした。

かえないこと。 で母子保健手帳等の確認により、出産予な母子保健手帳等の確認により、出産予

で支給して差しつかえないこと。
は、世帯の状況によってこれらの費用がられるので、出産後四週間以内に保護開られるので、出産後四週間以内に保護開めとなった場合に限り、基準額の範囲内がとなった場合に限り、基準額の

と。となく職権変更により、認定することなく職権変更により、認定するこ準備金と同様、保護の変更申請書を徴する。とない、支給の認定にあたっては、入学との

被服費の金額改定

(6) 災害時における布団類、被服類の支げたこと。(局第6の2の⑸のアの⑷)四、○○○円から四、八○○円に引き上四、○○○円に引き上四、○○○○のでの対象を、例)の支給基準限度額を、

のほのアの臼)に準じて引き上げたこと。(局第6の2に準じて引き上げたこと。(局第6の2

/解説/

準に準じて引上げを図ったものである。 準に準じて引上げを図ったものである。 準に準じて引上げを図ったりない状況にあった が、蚊帳等については、関連物価の動向 が、蚊帳等については、関連物価の動向 が、蚊帳等については、関連物価の動向 が、蚊帳等については、関連物価の動向 が、蚊帳等については、関連物価の動向 が、蚊帳等については、関連物価の動向 が、蚊帳等についてない状況にあった が、蚊帳等について炎害救助法による基 支給限度額について災害救助法による基 準に準じて引上げを図ったものである。

配電設備等の特別基準

(9)のアの切及びイの(5) 特費の額に改めたこと。(局第6の2の持費の額に改めたこと。(局第6の2の持費の額に改めたこと。(局第6の2の持費の特別基準の額を一万円から保

浴浴√

配電設備及び水道、井戸又は下水道設 は、その費用について生活扶助の一時扶 は、その費用について生活扶助の一時扶 は、その費用について生活扶助の一時扶 は、その費用について生活扶助の一時扶 は、その費用について生活扶助の一時扶 は、その費用について生活扶助の一時扶 がとして、実施機関限りで一万円の範囲 助として、実施機関限りで一万円の範囲 助として、実施機関限りで一万円の範囲 は、その費用について生活扶助の一時扶 は、その費用について生活扶助の一時扶 は、その費用について生活技助の一時扶 は、その費用の実 を に対応するため、この特別基準の額を は、その世別を は、その世別を は、その世別を は、その世別を は、その世別を は、また。 は、 は、また。 と

夏季施設参加のための交通費

(8) 小学校、中学校又は教育委員会が行い、小学校、中学校又は教育委員会が行い、児童又は生徒が参加する

△解説✓

小学校、中学校又は教育委員会が夏季体業日等に行う臨海林間学校(以下「夏休業日等に行う臨海林間学校(以下「夏休業日等に行う臨海林間学校(以下「夏休業日等に行う臨海林間学校(以下「夏休業日等に行った。 かまその内容をみると、対象となる学年の児童又は生徒が全員参加している学年の児童又は生徒が全員参加している実態にある。

情がある。
り、かなりの家計の負担となっている実り、かなりの家計の負担となっている実 で対応することは、 なかなか困 難 で あ
設に参加する費用を生活のやりくりの中
設に参加する費用を生活のやりくりの中
の方、被保護世帯においては、夏季施

そこで、本年度から、小学校、中学校でいるときは、その参加のために必要なているときは、その参加のために必要なているときは、その参加のために必要なる少限度の交通費の額を、教育扶助の特別基準の設定があったものとして支給で別基準の設定があったものとして支給できるみちをひらいた。

ず、また、文部省が行っている就学困難なばならない学校行事等とはされておらばならない学校行事等とはされておらは、小学校及び中学校の各学習指導要領は、小学校及び中学校の各学習指導要領

児童及び生徒に係る就学奨励について国児童及び生徒に係る就学の対象にもなっていの援助に関する法律の対象にもなっていいが要とされる最低限度のものであるかど必要とされる最低限度のものであるかど必要とされる最低限度のものであるかど

できるものと考えられる。 設は義務教育に伴って必要なものと容認 する場合の留意事項を示している。さら とができる。これらを勘案すれば夏季施 は、学校教育活動の一環として認めるこ ら、学校又は教育委員会が行う夏季施設 らない外見と内容を示している ことか められている遠足や修学旅行と何らかわ 文部省通達では、学校が夏季施設を開設 て、同要領に示していない内容を加えて 負担過重となることのない限 りに おい 標又は道徳もしくは特別活動の目標やこ 科の各学年、各分野もしくは各領域の日 ある場合には、学習指導要領に示す各数 ないが、一方、学校において特に必要が も実施しなければならないとはされてい 学習指導要領上、いずれの学校において についてみると、たしかに夏季施設は、 教育に伴って必要なものであるかどうか いる実態にあれば、学校行事等として認 に、学年の児童又は生徒が全員参加して も差しつかえないとされている。また、 れらの内容の趣旨を逸脱したり、生徒に まず、夏季施設に参加することが義務

低生活を維持するうえで認められるか否次に、夏季施設参加のための費用が最

世帯との均衡を失することにはならないとがに必要なものと認めても地域の一般に必要なものと認めても地域の一般に必要なものとである場合は、そのための費用は、半ば義務的経費の様相を示し、被用は、半ば義務的経費の様相を示し、被用は、半ば義務的経費の様相を示し、被中で対応せざるを得ないと思われることから、この費用を最低限度の生活維持のから、この費用を最低限度の生活維持のから、この費用を最低限度の生活維持のから、この費用を最低限度の生活維持のから、この費用を最低限度の生活維持のために必要なものと認めても地域の一般に必要なものと認めても地域の一般に必要なものと認めても地域の一般に必要なものと認めても地域の一般に対している。

ることとしたものである。参加のための交通費を教育扶助で創設することとしたものである。

と思われる。

なお、夏季施設参加のための交通費をなお、夏季施設の実施の形態が多岐にわたっており、また、金ての学校が夏季施設を実施しているも金での学校が夏季施設を実施しているものでないという実情に立ちつつ、可能なのでないという考え方に基づいたものでしていくという考え方に基づいたものである。

べき点は次のとおりである。

を担っている必要がある。を担っている必要がある。必ずしもう夏季施設の計画実施について主導的役割式を必要としないが、実態として学校が式を必要としないが、実態として学校ががを必要としないが、実態として学校が

第二に、夏季施設が学年を単位に実施

会員が参加している実態にあることである。 したがって、クラス単位とか、特定 る。したがって、クラス単位とか、特定 の有志のみを対象とした任意の校外活動 は対象とされない。因みに、夏季施設の は対象となる。したがって、クラス単位とか、特定

参加のための交通費に限られるものであ参加のための交通費に限られるものであるが、こが実施していることが必要であるが、こが実施していることが必要であるが、こが実施とへの参加を通じて、児童又は生夏季施設への参加を通じて、児童又は生夏季施設への参加を通じて、児童又は生夏季施設への参加を通じて、児童又は生夏季施設への参加を通じて、児童又は生夏季施設への参加を通じて、児童という意義をもって創設されたことから実施機関において、児童という意味を表しているという。

国の措置が現存の措置に代るものではなるが、参加する児童又は生徒全員が共通るが、参加する児童又は生徒全員が共通るが、参加する児童又は生徒全員が共通を開かの児童又は生徒に対しこれらに要する費用を補助又は負担している場合にする費用を補助又は負担している場合にあるが、参加する児童又は生徒全員が共通るが、参加する児童又は生徒全員が共通るが、参加する児童又は生徒全員が共通るが、参加する児童では、

限度とするものである。

なお、地域によっては、夏季施設の代なお、地域によっては、夏季施設の代

教育扶助の付添交通費等

徒についても、一定期間付添いがなけれ 交通費を支給できることと したこと。 ば通学がきわめて困難な場合には、付添 の小学校又は中学校に通学する児童、生 (課第4の45) **盲学校、ろう学校又は養護学校以外**

うに付添交通費の支給要件を拡大するこ 徒についても付添交通費を支給できるよ の小学校又は中学校に通学する児童、生 は、付添交通費を支給できることとして ないか又はきわめて困難な者について 徒であって、付添いがなければ通学でき いたが、本年度から特殊学級を含む一般 の小学部又は中学部に通学する児童、生 従来、盲学校、ろう学校又は養護学校

付添いを必要とするケースがみられるた きることとしたものである。 め、このような場合付添交通費を支給で 骨折など、負傷、疾病等により一定期間 いないこととされているが、事故による 校又は中学校に通学する児童、生徒には みられても、特殊学級を含む一般の小学 護学校に通学する児童、生徒のなかには とされる者は、盲学校、ろう学校又は巻 通常、付添いがなければ通学できない

付添いがなければ通学することができな い場合」の「身体的事情等」とは、 「身体的事情等により一定期間 あるいは精神上の理由等付添

> 校教育法第二二条、第三九条、第七一条 学校等特殊教育諸学校に就学しなければ 要とすることは一般の小学校又は中学校 ら施行されることとなっている。 の規定は、政令により五四年四月一日か 参照、なお、養護学校にかかる就学義務 ならないとされているからである。(学 態にあると思われる者は、盲学校、 添いがなければ逆学がきわめて困難な状 方からこのような表現になったものであ にあっては建前上あり得ないという考え る。すなわち、学校教育法では、常時付 学校生活の期間を通して常時付添いを必 なる程度の期間をいうものである。これ 程度の期間を経過すれば付添いが不要と ものであり、また、一定期間とは、ある は、学年を通して、あるいはより長期の が必要となった事由の如何を問わない ろう

て差しつかえない。 認めた場合は付添交通費の支給対象とし めたうえ実施機関が必要やむを得ないと 府県又は市町村の教育委員会の見解を求 れるが、これについては学校当局、都道 付添交通費を必要とするケースも考えら する児童・生徒のなかで、かなり長期間 義務の規定が施行されるまでの間におい て、小学校又は中学校の特殊学級に通学 なお、前述のとおり、養護学校の就学

することが必要である。児童・生徒の親 母等の付添いを必要とするか否かを照会 には、実施機関はまず学校当局に対し父 次に、付添交通費の申請があった場合

> 費の支給を認定していくこととなる。 げたこと。 円から一四、二〇〇円にそれぞれ引き上 照会を行う必要もでてこよう。 要する 一○○円に、中学校の場合一三、五○○ を、小学校の場合六、八〇〇円から七、 なく、学校当局等の要請により付添交通 は、都道府県又は市町村の教育委員会に るからである。さらに疑義の残る場合に 諸学校への転学指導がなされる場合もあ とおり、身体的条件によっては特殊教育 いは好ましくないとしており、 添いを要する場合であっても、前述した 一般に学校では、原則として親の付添 被保護者の申立のみに依存すること 災害時の学用品費の再支給 基準額 (周第6の3の(5) また、付

が何らかの心配のもとに付添いたいとい

できない。 うだけではこの支給の対象とすることは

∕解説〉

である。 改定に準じて基準額の改定を行ったもの は、文部省が行っている就学奨励補助の 災害時等の学用品費再支給について

ウの(1) ることとしたこと。 内で必要な額を日割計算により計上でき て一箇月分の家賃、間代の基準額の範囲 た場合の住宅費について、退院、退所し た月の前月分の家賃、間代が必要なとき 退院、退所日以前一箇月を限度とし 保護受給中の単身者が退院、退所し (局第6の4の1)の

△解説>

計上して差しつかえないこととされてい 賃、間代の基準額の範囲内で必要な額を 要とするときは、従来、一箇月 分の 家 よる家賃、間代をこえて家賃、間代を必 院、退所した場合において、日割計算に 保護受給中の単身者が月の中途 で退

あらかじめ住居を確保することが必要で のである。 ることからこれに対応して設けられたも 該月の一箇月分の家賃を支払う慣行もあ あり、また、その支払の実態をみると当 院、退所する場合には、退院、退所前に これは、一般に単身者が月の中途で退

場合と、月末に退院した場合とでは、住 場合等を考えると、月の初めに退院した である。なお、この場合認定できる家 以前一箇月を限度として一箇月分の家 月分の家賃、間代を退院又は追所した日 必要とする場合は、当該月に限らず、前 で、月の中途のいずれの日に退院、退所 のではないかという意見もあった。 宅費の支払いの面からみて均衡を失する のため退院できず実際の退院日が延びた 認定して差しつかえないこととしたもの 実態もあることから、地域の住宅事情に 契約と同時に家主より支払を求められる 賞、間代の基準額の範囲内で必要な額を しても、日割計算をこえて家賃、間代を 合、あるいは退院予定日に病状の変化等 より早目に住宅を確保する必要がある場 しかしながら、家賃、間代については そこ

単身入院患者の退院時の住宅費

る。の基準額を日割計算した額の範囲内であて、間代の額は、一箇月分の家賃、間代

また、「退院又は退所した日以前一箇月」とは、実際に退院又は退所した日から起算して一箇月の範囲内であること。ら起第して一箇月の範囲内であること。

責任を負う実施機関にあるものとする。入院、入所の被保護者に対し保護の実施なお、この住宅費に係る実施責任は、

敷金等が認められる場合

(は) 次の場合は、あらかじめ都道府県知(の) 次の場合は、あらかじめ都道府県知

① 家主が相当の理由をもって立退き ② 離婚により新たに住居を必要とす とくは解約の申入れを行ったことにより、やむを得ず転居する場合(第12号)

/解説

必要としているところである。 挙し、それ以外は都道府県知事の承認を定できる場合を課第4の30に定型的に列定できる場合を課第4の50に定型的に列

等が認定されたケースのうちの大半を占正以後、都道府県知事の承認により敷金前述の二つの場合は、昭和五一年度の改前述の二つに実施機関に権限委譲した

ことになると思われる。場合は、ほぼ実施機関限りで対応できる通常、敷金等の認定が必要と認められるめるものであり、この権限委譲により、

は次のとおりである。今回追加した各号の趣旨及び留意事項

①家主は借家人に対し「正当の事由」
①家主は借家人に対し「正当の事事」の有無につ
2)、この「正当の事由」の有無につ
2)、この「正当の事由」の有無につ
さないとされており(借家法第1条の
きないとされており(借家法第1条の
きないとされており(借家法第1条の

かえないこととしたものである。 を等を実施機関限りで認定して差しつが認められなくても、転居に必要な敷が認められなくても、転居に必要な敷が認められなくても、転居に必要な敷が認められなくても、転居に必要な敷が認められなくても、転居に必要な敷が表立いこととしたものである。

「正当の事由」より若干幅を広げた規
ここで、「正当の事由」とせず「相
といさいう趣旨から、判例等にいう
をもっており、かつ、その要求が続く
をもっており、かつ、その要求が続く
をもっており、かつ、その要求が続く
にはすることが期し難いと考えられる
は、必ずしも当該事例が過
はいという趣旨から、判例等にいう
もよいという趣旨から、判例等にいう
もよいという趣旨から、判例等にいう
もよいという趣旨から、判例等にいう

ではないので注意すること。 像なくされるような場合まで含む趣旨 像なくされるような場合まで含む趣旨

過去の判例等で「正当の事由」があるとされた代表例としては次のような事がについて敷金等を認定することとなるが、「相当の事由」について実施機関限りで判断がつかなについて実施機関限りで判断がつかない場合は、従来どおり都道府県知事のい場合は、従来どおり都道府県知事由」があると。

改、当該家屋で営業する必要が生じば、生計に窮する場合など家主が当ば、生計に窮する場合など家主が当ば、生計に窮する場合など家主が当ば、生計に窮する場合など家主が当る。

るとき で、家主が高齢の女性で、生計に窮 は家屋を売却する場合など家主が当 は家屋を売却する場合など家主が当 は家屋を売却する場合など家主が当

②夫婦間の不和等により親戚、知人宅で、離婚と同時にこれまで居住していた者が離婚したができるが、一時的に寄宿することができるが、一時的に寄宿することができるが、一時的に寄宿することができるが、一時的に寄宿していた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた住居から転居する場合もあるのいた

ることとしたものである。合も実施機関限りで敷金等を認定できて、今回の改正により、このような場

認を得ること。 認を得ること。 認を得ること。 認を得ること。

取扱いの特例単身入院患者の住宅費の

長通知の改正を行った。
住宅費関係では、実施要領の改正では

造を行う必要があるとき

衛生等の観点から取りこわし、大改

ウ、家屋が朽廃し、危険防止、

△解説〉

後六箇月間を限度として住宅費を認定しに退院できる見込みがある場合は、入院―(1)―ウ―(3)により、入院後六箇月以内単身入院患者については、局第6―4

期間であって、その間も退院後の帰来先 あることにかんがみ、認められている措 払っている実態にある場合には、入院中 にあると考えることが社会通念上妥当で といえども依然生活の場は入院前の住居 を確保するため、従来どおり住宅費を支 て差しつかえないこととされている。 これは、単身入院患者の入院期間が短

うえ、特例的に住宅費を承認して差しつ 箇月を限度として、社会局長に協議した きは、都道府県知事・指定都市市長は三 以内に確実に退院できる見込みがあると 伴い六箇月以内に退院できなくなった場 かえないこととしている。 合であっても、その時点から更に三箇月 されていた者が入院後の病状の変化等に 6-4-11-19-3により住宅費を認定 五号社会局長通知により、入院中も局第 また、昭和五一年三月三一日社保第五

るので、事務簡素化の観点から、今年度 方も一応確立されてきたものと考えられ 者は三箇月以内に退院していることがわ 況を照会したところ、ほとんどすべての っては、社会局長協議を要しないものと より住宅費の取扱いの特例の承認に当た かり、都道府県・指定都市における考え 件の協議が行われたが、その後の退院状 したものである。 この通知の後これまで二年間に約七○

ら取り寄せるべき資料等については、 る際の基本的な考え方、福祉事務所長か 都道府県知事・指定都市市長が承認す 通

> 要である。 技術吏員等の意見を徴することなどが必 十分検討するとともに、結核、精神病等 取扱いをする必要性、退院の見通し等を 該住宅の事情等の資料をもとに、特別な 当たっては当該入院患者の処遇方針、当 知で示したところであるが、特に承認に 般に長期入院を要する疾病については

会すること。 り疑義を生じた場合には本省保護課に照 道府県・指定都市にあっては、審査に当 これまで社会局長に協議した例のない都 給するという例外的なものであるので、 なお、この措置は入院中の住宅費を支

住宅維持費の特別基準

(14)

度額を九万円から一〇万円に引き上げた こと。(局第第6の4の②のイ) 補修費等住宅維持費の特別基準の限

改善を図った。 その額は年額九万円の範囲内であった が、これを年額一〇万円の範囲内とする え、特別基準が設定できるものとされ、 るときは、都道府県知事の承認を得たう ってやむを得ない事情があると認められ る費用が一般基準額で賄えない場合であ 家屋の修理又は補修その他維持に要す

支給内容をみると、全般的には一般基準 の引き上げを図ったのは、住宅維持費の 上げられてきたが、今回特別基準額のみ 般基準額の改定にあわせて、同時に引き 住宅維持費の特別基準額は、従来、一

> 現在の都道府県知事承認による特別基準 額を超えるケースもみられるようになっ 額で賄えるものの、補修内容によっては たため、この面の改善を優先したもので

入浴設備付設要件の改善

ったこと。 入浴設備付設要件の表現の緩和を図 (課第4の14)

/解説/

めることとした。 認められていたが、このうち日の時間の も口おおむね30分以内の距離に公衆浴場 適当な入浴方法がなく」という表現に改 ついて検討を重ねてきたが、今回「他に いう意見もあり、その緩和ないし徹廃に いたずらに制度の厳しさが強調されると 表示については、表現が具体的なため、 れること、の二つの要件を満たす場合に の一般世帯との均衡を失しないと認めら 浴設備を付設しており、当該付設が地城 こと、口当該地域のほとんどの世帯が入 がなく、かつ、もらい湯が期待できない られる者のほか、これ以外の者であって において入浴することが真に必要と認め 障害者、歩行困難な老人等であって自宅 入浴設備の付設は、従来、重度の身体

当該地域の公衆浴場利用者の実態及び当 りの公衆浴場までの距離、所要時間等が ることが要請されるが、具体的には最寄 は結局当該地域の実情に即したものであ な場合に入浴設備の付設が認められるか Hの要件の表現の緩和に伴いどのよう

> があるか否か等について当該地域及び当 らい湯の可能性等他に適当な入浴の方法 していくことになる。 該世帯の実情から総合的に勘案して判断 みて適当かどうか、また、近隣よりのも 該世帯の世帯員の年齢、健康状態等から

があることはいうまでもない。 なお、従来の□の要件をも具備する必要

出産扶助の特別基準

設分べんの場合六〇、〇〇〇円に、居宅 第5の1、局第6の6の⑴及び⑵ にそれぞれ引き上げたこと。 基準額六八、〇〇〇円を七五、〇〇〇円 分べんの場合七二、○○○円に、同特別 出産扶助基準額五三、〇〇〇円を施 (告示別表

障の生じないよう所要額を確保する方向 で年々その改善を図ってきた。 ることはでき得ないが、現実の出産に支 る本制度においてそのすべてをカバーす 大きな差が生じている。最低生活保障た であるため、その額も地域、施設により 療給付の対象とはならず全くの自由診療 分べん介助料等の費用については、

ともに、額の引き上げを図った。 のそれぞれについて基準額を設定すると 対応するための施設分べん、居宅分べん 本年度は、さらに実態にきめこまかく

善を行った。なお、居宅分べんの場合に 分べん介助料の実態を考慮して所要の改 別基準額についても、民間施設における また、出産予定日の急変等の場合の特

别表 1 出產某助費關度額質定表

נימ	列农 出座扶助實限度額昇疋表						
				基準 額	(53年度)		
				甲表病院	乙表診療所		
				(特2類看護)	(基準なし)		
	基準額分			60,000円(特別	基準75,000円)		
	八的	进展学管理	弊	175点	100点		
	淮		料	100	100		
	基	準寝具加	算	1 1	_		
人	病:	衣货与加	Ņ	3	_		
院	看	護	料	91	7 1		
	基	準 看	護	2 2 4			
料	新	生児介補	料	2 2 4	2 4		
分	給	食	料	100	100		
"	基	準給 食加	第	31			
	小	計 (A	1)	959	3 9 5		
	8	日分入院	料	76,720円	31,600		
í	衛生材料費			3,00	olil		
	- 2 L	一般基準	(į	139,720円	94,600[1]		
11	ŢĨĬ	特別基準	<u>l</u>	154.720]1	109,600[1]		

別表 2 基準看護の種類別看護関係加算点数

基準看護	承認要件	基準看	上護関係加等 (11	年点数 「あたり)
の種類	看護 <u>婦</u> 入院患者	基準看 護加算	新生児介 補料加算	<u>;</u> }}
特2類	1:2.5	224 <u>/li</u>	224点	448±1.
特1類	1:3	170	170	340
1	1:4	102	1 02	204
2	1:5	61	61	122
3	1:6	36	24	60
未承認	1:-	_	24	24

(注) 看護料の額は、別途算定される。

△解説〉

葬祭扶助の遺体運搬料

上げたこと。 六、〇〇〇円から八、二〇〇円まで引き 葬祭扶助の遺体運搬料の 限度額 (告示別表第7の3) を

> る場合、 っていたが、この限度額を遺体運搬料の き上げた。 実態に対応させるため八、二〇〇円に引 ○○円まで実費が認定される仕組みとな

れることとなっているので留意 するこ となっている。 夜、早朝の割増料金が加算される仕組み か、距離や作業時間の加算及び冬期、深 適用がある場合には、基本額が免除さ なお、普通車については、生活保護法

葬祭に要する費用の額が基準額をこえ 遺体運搬料については、六、〇

場合は、従来どおり特別基準を設定して おいても、真にやむを得ない事情がある

差しつかえないこと。

八日間入院した場合の出産扶 助の 総 額

これにより、特二類看護の甲表病院に

四、七二〇円となり、基準看護でない乙 は、一三九、七二〇円、特別基準で一五

〇円、及び一〇九、六〇〇円となった。

(別表参照)

表診療所の場合は、それぞれ九四、六〇

金となっており地域によって多少異るほ

霊柩自動車の運賃は、陸運局の認可料

△解説〉

八月(四、 ら、四月(一二月、一、二、三月分)、 二年度より、従来の一月、五月、九月か 養手当及び福祉手当の支給月が、昭和五 たこと、及び近年、年金等の額の改定時 (八、九、一〇、一一月分) に変更され 福祉年金、児童扶養手当、特別児童扶 Ą 六、七月分)、 一二月

である。

取扱いについて、年金等の全般に共通す ともに、年金等が一支給月に改定前の額 定の取扱いについての規定を整理すると と改定後の額が併せて支給される場合の 福祉年金等の額の改定に伴う収入認

る規定を設けたこと。(課第6の51)

の52を削除するとと とから、現行課第6 異なる場合があるこ 繰り下げられるなど 上げられ、あるいは 期が年度により繰り

致せず、一期月にお 時期が支払期月と一 もに、年金額の改定

扱いを課6の51にま が含まれる場合の取 前の額と改定後の額 ける支給額に、改定 とめて規定したもの

昭和五三年度は福 b 年金 a 53年/3月 4 **(6)** 7 (9) (11) 12 54年/1月 7 8 10 2 (3) 4 5 6 ○印…支給月 ъ 収入認定 a

a:改定前の年金額、b:改定後の年金額

年金等の収入認定

には すると、昭和五三年六月には(a+a+ 前の年金額をa、改定後の年金額をbと 額の改定が行われるため、例えば、改定 っているが、昭和五三年度は七月に年金 が、六月に三、四、五月分が、 国民年金は、三月に一二、一、二月分 国民年金(拠出制)にとって説明する。 たまたま改正後の支給月と一 致 する た 祉年金等の額の改定時期は八月とされ、 一一月分がそれぞれ支払われることにな 九月には (a+b+b)、、 一一月 この問題が生じないことから、例を 七、八月分が、一一月に九、一〇、 (b+b+b)、五四年三月に 九月に Ιİ

(b+b+b) がそれぞれ支給されるこ

a+2b/2、一一月、一二月、一月、二月は各 六、七、八月は各a、九、一〇月は各 入認定すると、国民年金の収入充当額は これを局第7の1の4の原則により収

そこで、事務手続の簡素化及び年金制 八月

手続が甚だ煩瑣である。

当額の変更を行わなければならず、

304、三、四、五月は各りと年一回

ないので、いずれによるかは各実施機関 るような場合にはこれを妨げるものでは り均等分割を行った方がより合理的であ あるいは電算機処理等のため、原則どお

の実施体制等をも考慮のうえ、決定する

度の趣旨から、六月に支給される三箇月 (a+a+a)は、六、七、 (名

分

年金額の改定のために、年三回の収入充 a 分 Ę

する(前頁下段参照)こととし、同一年 改正の趣旨である。 に一回だけ行うことを認めたのが今回の それぞれ順を追って(各月b)収入充当 月にはbを、一一月に支給される三箇月 +b+b) は九月にaを、一○月及び一 金については、収入認定額の変更を一年 (b+b+b) は一二月以降の各月に 九月に支給される三箇月分(a

加算額の変更や四月の基準改定との関連

れ保護の停止又は廃止の手続をとるこ 取扱いによることは認められず、それぞ

また、

継続世帯の場合であっても、

事務 止又は廃止となる場合は、 により収入認定することにより保護の停 られるものであるので、局第7の1の(4) を前提とした事務簡素化の観点から認め なお、この取扱いはあくまで継続世帯 課第6の51の

円の約六割を占めている。 ても、医療扶助費四千九百四十億円は五 助についてみると、受給者はこの間増加 増傾向を示しているが、そのうち医療扶 年度までは減少し、五十年度以降再び微 表次頁)をみると、被保護人員は四十九 十三年度の生活保護費八千二百三十八億 六割となっている。また、予算額からみ 人員に占める医療扶助人員の割合は、約 一途をたどっており、 概要について紹介する。 四十年以降の保護の動向 最近では被保護 第一

医療扶助の

運営方向

傷病のためとするものである。 体の四分の三が世帯主あるいは世帯員が さらに、保護の開始理由をみると、 企

高く、 に占める医療扶助のウェイトはきわめて こうした現状から、 制度の適正な実施を図るうえで医 生活保護制度全体

五十二年六月現在において、

その指定

運営に当たっては、特に次の事項に留意 療扶助の運営は重要な課題となってきて したがって、 五十三年度の医療扶助の

適正な運営に努める必要がある。

受診確保対策について

進される必要がある。この問題について であるが、現状においては十分であると はいい難い実情にある。 て、指定促進の方途を講じているところ は、従来から医療関係団体等の協力を得 運営を図るためには医療機関の指定が促 有していることから、医療扶助の円滑な 定医療機関に委託して行われる特異性を 医療の給付は、他の扶助と異なり、 指

> 低い状況にある。 率は医科七七・五% (本誌五十二年十二月号参照)となって とりわけ歯科医療機関の指定率が 函 科五四・八%

がある。 の指定促進が図られるよう努力する必要 力のもとに、歯科を重点として医療機関 確保するため、医療関係団体の理解と協 したがって、被保護者の受診の機会を

十二年度で二大学附属病院を新たに指定 ては、五十一年度で四大学附属病院、五 てきているところであるが、最近におい て協力依頼を行い、年々その増加に努め ついては、従来より、文部省当局に対し また、国立大学附属病院の指定促進に

について指定が図られるよう文部省に対 今後も、 厚生省としては未指定の病院

担当係長会議において示されたので、 についての基本方針が、 全国民生主管課長会議及び全国生活保護 昭和五十三年度における医療扶助運営 先般開催された

15

指定の病院所在地の都道府県において して協力要請を行っていくが、これら未 について働きかけること。 直接病院関係者に対し積極的に指定

医療扶助受給ケースに 対する適切な処遇の確保

が相当悪化しているためむしろ療養専念 得ない。ところが、医療挟助受給ケース 方針を掲げているケースであっても病状 ている事例、あるいは、就労指導の処遇 年齢層の長期外来ケースにおいて、病状 を指導すべき事例等がしばし ばみられ べきものについて慢然と療養指導を行っ は握が的確に行われておれば就労指導す とはいい難い現状にある。例えば、稼働 については必ずしも適切に行われている されなければ適切なケース処遇は実現し 場合、個々のケースの実態が的確には握 ワークが要請されることとなるが、この 具体的に樹立し、それに基づいたケース 帯の自立助長を究極の目的としている。 最低生活を保障すると同時に、被保護世 そのため、ケースに対する処遇方針を 生活保護法は、経済給付を行い国民の

また、ケースの実態を十分は握しなが 適切な処遇が行われていないと指

を占めている(第二表)。 摘されたものが指摘ケース全体の一四% ると「病状は握が十分行われていない」 ちなみに、 適切なケース処遇に結びついていな 五十一年度の監査結果をみ

> 改善し、 切な処遇確保を図るため、五十三年度に たること おいては特に次の事項を中心に運営に当 い事例も多くみられる。こうした実態を 医療扶助受給ケースに対する適

病状は握について

る。 病状を適切には握することが 可能であ としてこれを活用することにより患者の されており、しかも最も身近にある資料 は、患者に給付された医療の内容が集約 トの活用を図ることである。レセプトに の具体的方法としては、第一に、レセプ 確には握しなければならない。そのため 助受給ケースについては、まず病状を的 適切なケース処遇を行うため、医療挟

から、 ځ 題ありとするケースも多くみられること り適切な処遇を行うためのものである。 嘱託医の活用が十分でないため処遇に問 医療挟助において嘱託制度を設けている 師まかせになってしまうきらいがある。 も行い、医療挟助受給ケースに対し、よ 施機関として必要に応じ専門的な判断を のは、まさにこうした傾向を防止し、実 が要求されることから、ややもすると医 である。 第二に、嘱託医制度の活用を図ること 今後、積極的にその活用を図るこ 医療の分野は、医学的専門知識

行い、その病状について最も理解してい ことである。患者に対して医療の給付を 第三に、病状は握において重要な問題 担当員が主治医から意見を徴取する

場合、

行政機関

る。このような

んでいる例があ

い方針を樹立し

じて検討し、 るかを組織を通 所がどう対処す として福祉事務

Ιţ

時徴取し、病状 担当員は、適切 ある。そのため を的確には握す な方法により主 治医の意見を随

るのは主治医で

(=)

るよう努めるこ 病状は握を行 組 織的処

担当員一人が悩 を加えず、ただ として何ら検討 おいて、所全体 る福祉事務所に れる事例とし ばしば見受けら 問題である。 反映させるかが ース処遇にどう った後それをケ スを抱えてい 遇推進の確立 処遇困難ケ

第1表 被保護人員、医療扶助人員の年次推移

	被保護実人員(次)	保護率	医療扶助人員的	指	数	Hittarian - 1:0 / 0	(() () () ()
	汉 本政 天八 好受5	14 152 Tr	1820GRAD A SAID	被保護実人員	医療扶助人員	医療扶助率®/A	(参考)入院
40 年 度	1,598,821人	16.3%	616,286人	100.0	100.0	38.5%	24,2%
45 "	1,344,306	13.0	701,783	84.1	113,9	52.5	27.2
46 *	1,325,218	12.6	722,801	82.9	117.3	54.5	27.5
47 "	1,349,000	12.7	758,868	84.4	123.1	56.3	27,1
48 "	1,345,549	12.4	763,249	84.2	123.8	56.7	26.1
49 🍫	1,312,339	11.9	755,572	82.1	122.6	57.6	25.8
50 *	1,349,230	12.1	785,084	84.4	127.4	58.2	25.1
51 🧳	1,358,316	12.0	793,458	85.0	128.7	58.4	24.7

51年度ケース検討結果(投稿の内容) 第 2 実

37230	J1-7-12 /		45 V 13E	43時 ヘントネモ	1 -)			
処置方針 資産	活用 扶 養	他法他施策	最低生活費	収入認定	病状は握	稼 働	その他	計
9.1% 2	.0% 5.8%	10.7%	11.2%	20.6%	13.6%	5.1%	22.0%	100.0%
8.8 1	.4 4.1	8.9	10.2	15.3	25.6	4.4	21.2	100.0
8,6 1	.6 3.4	9.3	7.9	25.0	12.0	8.0	24.2	100.0
10.5 2	.8 9.6	13.5	16.3	19.8	5.6	2.7	19.3	100.0
8.7 2	2.5 7.5	12,1	11.8	19.8	12.5	3.6	21,6	100.0
	処置方針 資産9.1% 28.8 18.6 110.5 2	処議力針 資産活用 扶養 9.1% 2.0% 5.8% 8.8 1.4 4.1 8,6 1.6 3.4 10.5 2.8 9.6	処議方針 資産活用 扶 装 他法他能策 9.1% 2.0% 5.8% 10.7% 8.8 1.4 4.1 8.9 8.6 1.6 3.4 9.3 10.5 2.8 9.6 13.5	処談方針 資産活用 扶養 他法他施策 最低生活費 9.1% 2.0% 5.8% 10.7% 11.2% 8.8 1.4 4.1 8.9 10.2 8.6 1.6 3.4 9.3 7.9 10.5 2.8 9.6 13.5 16.3	処置方針 資産活用 扶養 他法他施策 最低生活費 収入認定 9.1% 2.0% 5.8% 10.7% 11.2% 20.6% 8.8 1.4 4.1 8.9 10.2 15.3 8.6 1.6 3.4 9.3 7.9 25.0 10.5 2.8 9.6 13.5 16.3 19.8	処議方針 資産活用 扶養 他法他施策 最低生活費 収入認定 病状は握 9.1% 2.0% 5.8% 10.7% 11.2% 20.6% 13.6% 8.8 1.4 4.1 8.9 10.2 15.3 25.6 8.6 1.6 3.4 9.3 7.9 25.0 12.0 10.5 2.8 9.6 13.5 16.3 19.8 5.6	処置方針 資産活用 扶養 他法他施策 最低生活費 収入認定 柄状は握 稼働 9.1% 2.0% 5.8% 10.7% 11.2% 20.6% 13.6% 5.1% 8.8 1.4 4.1 8.9 10.2 15.3 25.6 4.4 8.6 1.6 3.4 9.3 7.9 25.0 12.0 8.0 10.5 2.8 9.6 13.5 16.3 19.8 5.6 2.7	処臓方針 資産活用 扶養 他法他施策 最低生活費 収入認定 桐状は握 稼働 その他 9.1% 2.0% 5.8% 10.7% 11.2% 20.6% 13.6% 5.1% 22.0% 8.8 1.4 4.1 8.9 10.2 15.3 25.6 4.4 21.2 8.6 1.6 3.4 9.3 7.9 25.0 12.0 8.0 24.2 10.5 2.8 9.6 13.5 16.3 19.8 5.6 2.7 19.3

ては医療扶助審議会に諮るなど組織的に ついては、本庁協議を行い、問題によっ ばならない。また、こうした過程におい ため査察指導機能を強化していかなけれ ともに、ケースの進行管理を円滑に行う ケース診断会議、研究会等を開催すると 福祉事務所内で解決し得ない問題に

所としての処遇の推進を確立するため、

営体制の強化を図り、さらに、

福祉事務

三者連携の強化を中心とした医療扶助運

具体的方法としては、まず、

いわゆる

ていく必要がある。

ケースの処遇を推進していく 必 要 が

あ

指定医療機関との連携

得るとともに、医療扶助受給ケースに対 するよう働きかけ、運営に対する協力を に対し、生活保護制度の趣旨を一層理解 確保できない。したがって指定医療機関 の理解と協力なくしては、 格のものであることから、 助は、指定医療機関を通じて行われる性 内部の問題を取り上げてきたが、 これまで生活保護を担当する行政機関 適切な処遇は 指定医療機関 、医療扶

> めの努力が必要である。 場を設けるなどその理解と協力を得るた れるよう、医師会等関係団体との協議の る。更に、こうした運営が円滑に推進さ する適切な処遇を確保するため、一般指 個別指導等を積極的に行う必要があ

衛生部局、保健所等関係行政機関との有 あることから、その処遇に当たっては、 応策を講ずること 定期的な連絡会議等を開催し、 機的連携を図る必要があり、そのため、 適切な対

なお、環近、精神病患者が増加傾向に

直ちに入院を要する 併給患者について

態にそぐわない点もあることから、 あるいは、従来から入院外医療を受けて した場合は、入院時の医療要否意見書の 療要否意見書の提出を求めることは**、**実 に入院を要する場合についてまでも、医 いても、症状の急激な悪化等により直ち おいて直ちに入院を要する傷病の場合、 虫垂炎等急性疾患の場合や初診の段階に 認めていたところであるが、例えば、急性 医療を開始する場合は、あらかじめ入院 入院の要否を検討したうえ、入院医療を する前に医療要否意見書の提出を求め、 (第3の1の③のウの虫) 保護変更申請書(傷病届)により入院 入院月の要否意見書を省略 したこと

> に行う必要がある。 密にし、入院見込期間等実態は握を十分 出を求めることとなる。なお、 ついては、従来通り医療要否意見書の提 までは日数的に余裕があるような場合に から、あらかじめ入院が予測され、それ が認められるものに限られるものである までも入院することにつき時間的緊急性 た場合であっても、医療機関との連絡を 療要否意見書を省略できる場合は、 省略され あく

医療扶助運営

要領の改正

ないことは従来通りである られることから今回の改正の対象となら るもの)については、他法の活用が考え 精神病入院要否意見書の提出を必要とす 結核及び精神病(結核入院要否意見書) 提出させることが必要である。さらに、 定の問題とも直接関連があることから、 入院外の取扱いと同様医療要否意見書を 給世帯の入院については、保護の要否判 また、今回の改正によっても、医療単

その他

定の段階における審査についても、 万全を期すこと。また、医療費の知事決 優先して活用すべき他法他施策の確認に とから、医療扶助の実施に当たっては、 費負担制度等相当多岐にわたっているこ と同様、その体制の強化に努めるととも 現在の医療保障制度は、 適正な実施の確保を図ること。 保険制度、

こととし、さらに長期入院を要るす場合 医療券を発行する際に、医療要否意見書 より六月)毎に提出させることとなる。 の提出を求め、それに基づき検討を行う 要否を判断するに当っては、第二月目の された場合、第二月目以降の入院医療の (慢性疾患等については嘱託医の判断に (課長問答12の2) なお、入院月の医療要否意見書が省 要否意見書を徴した時点以降 三月

移送費の支給範囲 拡大について

うえ移送費の支給を認めることとした。 必要と認められる場合は本庁協議を経た であっても、治療効果を判定するために られていたが、今回、精神病以外の傷病 院長が必要と認める一時外泊 つ に い て は、従来精神病の場合のみ移送費が認め 人院患者の治療効果を判定するため病

することとした。 となどの改正を行い、 以外の傷病について一時外泊を認めたこ 医療要否意見書を省略したこと、精神病 入院を要する併給患者について入院月の 医療扶助運営要領については、直ちに 四月一日から適用

提出を求める必要がないこととした。

つまり、今回の改正により入院時の医

あるという趣旨に基づくものである。 られるので、積極的に認めていくべきで ス処遇のうえからも、妥当なものと考え うした配慮は医学的見地、あるいはケー するという事例が増加しつつあるが、こ をみたうえで退院できるかどうかを判断 験的に短期間家庭で生活させ、その結果 状態にあるものについて、あらかじめ試 患者のうち入院中の医学的機能回復訓練 に相当の効果がみられ、退院可能に近い これは、最近、脳血管障害後遺症等の

の 2) 合に限られることとした。(課長問答26 るか否かを判定するうえで必要がある場 日常生活動作等を円滑に行うことができ 回復訓練を行った結果、家庭等における は体幹機能障害の入院患者が医学的機能 られるのは、脳血管障害後遺症、あるい 病について一時外泊に係る移送費が認め このような趣旨から、精神病以外の傷

正月に一時的に外泊する事例が多く見受 ることが必要である。 ならないものであるから、 けられるが、このような場合は対象とは ある。特に、長期入院患者の場合、盆、 的に外泊する場合は認められないもので 従って、単に家庭の事情等により一時 慎重に審査す

また、退院見込との関連において、直近 の医療要否意見書をも参考として判断す ての意見を主治医から徴することとし、 泊の必要性、外泊期間等必要事項につい 移送の給付の決定に当っては、一時外

> は、次のとおりである。 その他、取扱いに当り留意すべき点

ものではなく、おのずから限度があるこ であることから、頻繁に行われる性格の ないが、退院を前提として行われる給付 まず、給付の回数は特に制限はしてい

酬明細書により十分検討、 確認 する こ 容については過誤請求のないよう診療報 ないこととなっているので、入院料の内 のみが対象となり、それ以外は算定でき は、室料及び看護料(加算を含まない) また、外泊期間中の点数算定について

Ξ 酸素吸入器等の治療 材料の給付

長通知の改正を行った。 年三月二十九日付社保第七十五号社会局 回、事務の簡素化の観点から、都道府県 **基準を設定できることとし、昭和四十四** の給付を行ってきたところであるが、今 が個別に設定する特別基準に基づき、そ しいことであるので、これまで厚生大臣 患者の社会復帰を促進する見地から望ま 療として酸素等の給付を行うことは当該 著しい低肺機能患者に対して、在宅治 (指定都市市長)が当該給付の特別

する必要がある。 この取扱いについては、次の点に留意

在宅での治療が可能であり、かつ社会復 患者について、酸素吸収が確保できれば まず、酸素吸収を必要とする低肺機能

> 帰等の観点から、入院より在宅療養の方 がより適切であると認められること。 次に、酸素ボンベは危険を伴うもので

具取扱いに対する安全性の確保について 確認を行うこと。 さらに必要に応じて患者または家族の器 妥当性及び酸素吸入の必要性等について 別基準の設定に当たっては、在宅治療の てその訓練、指導等が十分行われ、事故 主治医の意見書を添付させることとし、 に認められるものである。したがって特 の心配がまったくないと判断される場合 から、入院期間中、本人又は家族に対し あり、熟練した取扱いが要求されること

用量を上回る量が必要と認められる場合 機械的な取扱いとならないよう留意する この場合、患者の訓練等により酸素の量 要否意見書の提出を求め、福祉事務所に 求めることが必要である。 は、改めて知事に対し特別基準の設定を こと。また、当初知事決定された酸素使 おいて要否を決定しなければならない。 否の検討を行う場合は、三ヵ月毎に給付 ることが考えられるので、給付の継続要 最低限度の価格によるものであること。 期間中における使用量、患者の肺機能の が減少することも考えられることから、 いては、地域における実態価格をもとに して必要量を月単位で設定すること。 状態(肺活量、一秒率等)等を総合勘案 なお、酸素の給付は、相当期間継続す その他、吸入器具及び酸素の費用につ また、酸素の使用量については、入院

> 合の保護施設事務費の取扱いについて 救護施設等に入所中の者が入院した場 (通知)

り、次のように改められた。 局長通知(四月一日社施第六四号)によ 支出の対象とされていたものが、今回、 これまで入院一ケ月以内に限り事務費

限り保護施設事務費を支出してさしつか は、入院期間中においても三ケ月以内に て、次の各号のすべてに該当するとき 設に入所中の者が入院した場 合に おい 生活保護法による救護施設及び更生 当該入院患者が、入院直前まで生活 18

者は、これを含まないこと。 2の4のアにより被保護者とみなされた 当該入院患者が、疾病の治ゆした場合、 入院前に入所していた保護施設に再び入 活保護法による保護の実施要領」第8の て入院したものであること。従って「生 あって、現に同法による医療挟助を受け 保護法による生活扶助を受けていた者で 入院見込期間が三ケ月以内であり、

和53年度の生活保護、

指址手当 指導監査方針

厚生省社会局監査指導課

届出義務履行の確保と

推進を 的確な指導 ・指示の

生活保護指導監査方針

都道府県知事・指定都市市長に示したと 年度における生活保護指導監査方針につ ころであるが、その概要を説明する。 いては、昭和五十三年二月二十日社監第 一十八号厚生省社会局長通知をもって各 都道府県・指定都市が行う昭和五十三

最近の生活保護の動きを概観すると、

申請の処理に追われて継続ケースに対す る指導がおろそかになっているといった においては職員充足が追いつかず、新規 みられた。保護世帯が急増している地域 大都市なみ若しくは、それ以上の伸びが 増加し、大都市に近接している府県でも なわち、大都市では例外なく保護世帯が 都市及びその周辺地域で顕在化した。す

期低迷して いたう 昨年は、景気が長 を余儀なくされて 失ったり、収入減 働く人々が、職を 大し社会の低辺で なかで、失業が拡 深刻化し企業の倒 クも加って不況が えに円高のショッ 保護階層に落層す 産、合理化が進む 例が多い。このことが悪循環して適正実

るという傾向が大 く事例が依然多くみられる。例えば、① 概ね適正に行われていると判断 される ひかないよう実施体制の整備について十 ら、保護の動向に絶えず注目し、後手を 過去においてもいくつかみられることか 施が図られず保護率が上るといった例も 収入認定に当たって申告内容が十分でな のがみられる等その取扱いに妥当性を欠 が、一部の福祉事務所では、保護の決定 分留意することが必要である。 の基礎となる「事実は握」に不十分なも 次に、保護の実施は、全国的にみれば

が存在することである。 の判定等が的確に行われていないもの等 けている者に対する病状は握、稼働能力 れていないもの ③長期間通院医療を受 ケースに対する指導、指示が適切に行わ の要件にかかる問題を有すると思われる いもの ②稼働年齢層で就労能力等保護 これら基礎的な取扱いに問題があると

> ついて十分な指導が望まれる。 場合が多いと判断されるので、この点に 理が不十分であるところに起因している いうことは現業活動についての組織的

が一層望まれているのである。 国民の関心も従来に比して一層高まって 帯と一般国民との消費水準の格差も縮小 われてきている。このことから被保護世 準はこのところ毎年二桁台の引上げが行 賃金アップ率は一桁台なのに生活保護基 を機動的に指導する体制を強化すること 措置の確保という点に向けて福祉事務所 が、国民の批判をうけるようなことのな いると考えられることから、保護受給者 しつつあり、生活保護制度に対する一般 人々に対する懇切な対応と、迅速適切な いように配意しつつ、援助を必要とする 長期不況といわれる経済環境の中で、

指導監査の主眼事項・着眼点の

内容

説することとする。

五十三年度の指導監査方針は、下表に

元十三年度の指導監査方針は、下表に

保護の決定は、被保護者自らが現に保護を要する事実について立証責任を果たすこと、福祉事務所はその事実を的確に調査、は握することとが両々相俟って行われることが必要要件である。しかし、お保護者が自らに課せられている責任を被保護者が自らに課せられている責任を被保護者が自らに課せられている責任を報にしているといったことが多くみられ難にしているといったことが多くみられる。

そこで被保護者自らが果たすべき義務を怠りなく履行しているかどうか、福祉を怠りなく履行しているかどうか、福祉を怠りなく履行しているかとうか、提出された収入申告書について賃金か、提出された収入申告書について賃金かの支払者が明確であるか、仕事の内容からみた賃金単価、稼働日数が妥当であるか等について縮密な検討を行ったうえで収入認定がなされているかどうかについて特に留意する必要がある。

従来、ともすると提出された申告書どおり認定が行われていればそれを可としおり認定が行われていればそれを可としおり認定が行われていればそれを可としおり認定が行われていればそれを可としおり認定が行われていればそれを可とした。

■被保護者に対する指導・指示の状況

行う権限をもった行政行為である。 社会の一員として自立させるという保護 社会の一員として自立させるという保護 の目的を達成するために、福祉事務所が の目的を達成するために、福祉事務所が でして自立させるという保護

主

眼事項

着

眼

点

指導・指示の具体的な要領について 該の適正な運用をさまたげることにもな 該の適正な運用をさまたげることにもな る。

指導・指示権の行使に当たっては、被

お等省下とううこちとり実施機関の銀めた情報、資料と生活事実との相互関係を吟味したうえで指導、指示の要否を検討しているか要否を検討しているか

③ 指導、指示が時期を失することな判断が的確であるか

タイミングよく行われているか

する指導監査	第一、福祉事務所に対

が回省尊監室指裔事項に対する食材犬所活動の推進 アー保護動向等のは握分析状況 組織的な福祉事務 (+) 保護動向等に対する運営方針の策定状況

事業計画の推進状況ウ 自主的内部点検による問題点のは握状況イ 前回指導監査指摘事項に対する検討状況

三 その他組織的事務管理の状況

イ 事務処理方式の設定状況ア 職員会議等の開催状況

エ 関係機関との連けい状況ウ 経理事務等に関する内部けん制組織の確立状況

ケース研究会等職場研修の状況

個別処遇の充実 ア 自立助長選定ケースの指導状況 適正実施の確保と 〇 適正保護、自立助長のための指導等の状況

ウ 被保護者の届出義務履行状況 イ 稼働年齢層医療扶助受給者の病状は握の状況

個別需要に即した処遇の推進状況エ 被保護者に対する指導、指示の状況

アーケース診断会議の活用状況

1 世長也をつき目代記

ウ 保健所等関係機関との連けい状況イ 他法他施策の活用状況

査察指導の実施状況

ア 訪問調査の指導管理の状況

現業員に対する指示結果の確認状況処遇方針についての助言、指導の状況

査察指導票の活用状況

- 4 な手順に従い適切にとられているか 指導 被保護者の人格及び権利を不当に阻 指示を行った後の措置が必要
- 害するような指導、指示が行われてい
- うになっていないか 個人の行動基準を相手に押しつけるよ 現業員が行う助言・指導が、現業員

■現業員に対する指示結果の確認状況

は、こうした傾向が顕著である。 業務の消化に追われている福祉事務所で う実態がある。特に、現業員の配置が不 ろもみられ、査察指導が効果がないとい がないまま相当期間放置されているとこ ス処遇上の指示がとかくその結果の確認 十分なため査察指導員が面接業務等他の 査察指導員が行う現業員に対するケー

要がある。 確認しているかどうかを審査検討する必 項の処理経過について査察指導員が必ず 保するために、現業員に対し指示した事 従って、査察指導の効果的な実施を確

指導監査実施上の留意点

社会局長通知)」及び「生活保護法によ とより、さらに、次の事項に留意のうえ 会局長通知)」に基づいて行うこと はも 六年九月三十日社発第七二七号厚生省社 る医療扶助運営要領について(昭和三十 三十五年四月七日社発第二二〇号厚生省 護法施行事務監査の実施について(昭和 指導監査の実施に当たっては「生活保

> 監査を実施する必要がある。 の実情に応じ適宜選定して効果的な指導 実施事項として取上げ、「着眼点」につい 効果的な指導監査を行う必要がある。 ては、各々の福祉事務所、指定医療機関 一務所、全指定医療機関における共通の 指導監査の「主眼事項」は全福祉

からこの点に配意する必要がある。 が、三六パーセントにも達していること 導監督に工夫を要すると指摘された県市 られ、厚生省が行った監査結果からも指 措置が進んでいないといったところもみ 同一内容の指摘を繰り返し、一向に是正 ら、一般的な監査の実施に終り、毎年度 れば、問題が多い福祉事務所でありなが 点をおいて実施する必要がある。ともす 即応し、その具体的解決を図ることに重 なく、当該福祉事務所の当面する問題に 二 指導監査は、形式的に流れること

する必要がある。 して行われているかどうかについて着日 所の業務運営が統制のとれた組織活動と 指導監査に当たっては、福祉事務

請が一層高まっている。 ケース処遇についても組織的な対応の要 識の高まり、ニードの多様化を背景に、 ける被保護者の質的変化、国民の権利意 されなければならない。また、最近にお れぞれ職分に応じてその進捗状況が管理 によって行われるものであり、職員がそ 事業計画の推進は、所内の組織的活動

内関係課、 従って、 係との連けいはもとより関係 ケース診断会議の実施や組織

Ξ 実施体制の確保

特殊勤務手当の支給状況

所員の資格保有及び資格取得対策の状況 保護動向等に応じた運営体制の整備状況

 $\Leftrightarrow \leftrightarrow$

第二、指定医療機関に

する適切な処遇の確 医療扶助受給者に対

対する個別指導

 \leftrightarrow 7

医療扶助に対する理解の状況

いの状況 生活保護制度の主旨及び医療扶助に関する事務取扱

診療報酬請求の適否の状況

医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 精神衛生法、結核予防法等他法活用の取扱い状況

保護の実施機関に対する協力の状況

医師、看護婦等医療従事者の確保状況

診療録の記載及び保存の状況

診療内容からみた診療報酬明細書と医療要否意見書

入院患者日用品費の取扱い状況 長期入院、長期外来患者に対する療養指導の状況

機関との連けい等組織的な事務管理方式 めに査察指導機能が一層重視されなけれ の樹立が必要であり、これを推進するた

員である主管課長が積極的に監査に参加 が指導監査等に年間を通して一回も参加 必要がある。昭和五十一年度で主管課長 かかえているところは、生活保護指導職 事務所限りで解決できない困難な問題を 的活動の推進について指導する必要があ ることは、職員の士気昻揚につながる点 が、主管課長自らが指導監査の指揮をと しなかったところが六県市も みられた し、その改善策についての指導に努める これらの諸点をふまえ、事務所の組織 実施体制及び運営管理面で、 福祉

でも大変効果があると思われるので、

含的巨部

ルことは、 と と 可 道院

ミロウ」だ、と

かぎり参加することが望まれる。 に問題がある場合に限らず事情のゆるす ケース検討に当たっての検討ケー

うに配慮して行う必要がある。

保できたところはわずか九県市 に過ぎ 市と半数以上を占め、なかには五パーセ が確保されているものの、なお、一〇パ ス数の概ね一〇パーセントを目途として ず、なかには未実施のところもみられ ているが、昭和五十一年度では全国平均 ントを割っているところもみられる。ま ーセントを下回っている県市が三十二県 全国平均で九・六パーセントと概ねそれ いるが、昭和五十一年度で、この割合が た、実地調査を行うケース数は、検討ケ ース数の概ね三○パーセントを目途とし 四パーセントと低率を示し、これが確 被保護世帯のニードが的確には握さ 当該福祉事務所における全ケー れ、適正な処遇が

ことにもかんが 可欠の方法である どうかの検証に 確保されているか 研究協議会等の全 に留意する必要が み、特にこの改善 は、実地検討が不 指導監

皆なは僕のことを

カーが台帳をサポル

自町

けて検証する必要がある。 況及び結果の処理状況について重点を向 めの重点事項として採択した。したがっ をはかり行政運営の適正化を確保するた ついては、昭和四十七年度から実施して て、指導監査に当たっては、この実施状 いるが、今年度は特に、この効果的推進 生活保護業務の自主的内部点検に

くみられたところである。 が上っていないといったところが依然多 底、または形式的におちいって行政効果 結果の分析がなされていない など 不 徹 未実施に終ってしまったとか、実施した 行管理が十分でなかったため、結果的に ると、実施計画はたてられていたが、 従来の自主的内部点検の実施状況をみ 淮

業実施計画への組入れ等に配慮すべきで 検結果表の作成、実施責任者の設定、 指導する必要がある。 あり、実施の効果が十分期待されるよう 意見の反映、効果測定ができるような点 な点検事項の選定に当たっての現業員の 従って、今後は必要、かつ、実行可能 ŢļŢ

の充実を図り実施水準の向上に努める必 施されるよう指導して、 るため、次の事項を重点的に取上げて実 にみられる保護実施上の問題点を改善す ついては、今年度は前述の「着眼点」 自主的内部点検

> ては、福祉事務所と当該患者を委託して よう配慮する必要がある。 に努め、患者の処遇が効果的に行われる いる指定医療機関との密接な連携の確保 現業員に対する指示結果の確認状況 指定医療機関の個別指導に当たっ 被保護世帯の異動の届出状況

所数が確保されるよう努める 必要 があ を高めるという観点からも必要な実施箇 療扶助制度に関し指定医療機関側の理解 実施箇所数が年々減少傾向にあるので医 有機的に行われることが肝要である。 と福祉事務所の指導監査計画とが相互に 従って、指定医療機関の個別指導計画 指定医療機関に対する個別指導の

まない 的な指導監査が行われるよう切望してや 方法等に一層の創意工夫を凝らし、 保護の適正な運用の確保を図るため監査 てきたが、これらの諸点を踏まえ、生活 以上、今年度の監査方針について述べ

向上が図られるよ 員等の職務能力の 過程を通じて現業

思います。 おめり

訪問調査活動の実施状況 被保護者の届出義務の履行 稼働収入の申告状況

社会福祉に係る

指 導 監 查 方 針

―社会福祉施設の入所措置関

係

の概要を述べることとする。 長通知をもって示されたが、以下同通知 月二十一日社監第三十一号厚生省社会局 置に係る指導監査の実施方針は、本年二 置に係る指導監査の実施方針は、本年二

正力三年度における社会福祉施設の増施設を利用する人員は二百二十万七千人一方、社会福祉施設も、約三万五千、一方、社会福祉施設も、約三万五千、加えると、約九千億円に達する。 から はい 国の予算額で五千七 営費 (措置費) は、国の予算額で五千七 営費 (措置費) は、国の予算額で五千七 営費 (措置費) は、国の予算額で五千七 営費 (計算費) は、国の予算額で五千七 対象の連

一方、社会福祉施設も、約三万五千、本会福祉施設も、約三万五千、たに加えて、入所者のニーズも、年々、大に加えて、入所者の二・ズも、年々、大に加えて、入所者のこと適切な入所者処遇が要請されている。また、入所者処遇が要請されている。また、入所者処遇が要請されている。また、入所者処遇が要請されている。また、入所者処遇が要請されている。また、入所者処遇の担い手たる施設職員の待遇と、勤務条の担い手たる施設職員の実態は、立を目指して、その充実が図られている。

要請されている。お、多くの問題を有し、その改善が強く

ような問題点がみられた。 厚生省が行った監査においても、次の

- 施設長の兼務が多く、施設の運営寮母)が充足されていない。直接処遇職員(指導員、看護婦、
- 準監督署長へ未届となっている) 就業規則、給与規程が所轄労働基

ある。

0

管理上問題がある

- 就業規則、給与規程が実態と遊離
- 職員の夜間勤務体制が確立されて○ 職員の夜間勤務体制が確立されて○ 三六協定が未制定又は所轄労働基
- 入所者の処遇が十分でない
- 入所者預り金の管理が適当でない
- なされていない 遺留金品の処理についての記録が

次のように定めた。おける指導監査の主眼事項及び着眼点をおける指導監査の主眼事項及び着眼点を

≣ Stassaccentionenninninninnenseedestromminicalisticalisticalisticalisticalisticalisticalisticalisticalisticalist

第一、社会福祉施設の指導監査

一施設運営の基礎条件の整備

(1) 施設運営に関する設置者と施設長と(1) 施設運営に関する設置者と施設長との機能分担の状況 ためには、施設経営者である設置者と施設管理者である施設長との機能の分担が設置理者である施設長との機能が形骸化し、有効に働いてに理事会機能が形骸化し、有効に働いてに理事会機能が形骸化し、有効に働いていない施設、理事長と施設長と施設長と施設長の機能分担の状況

推進状況 (2) 施設運営方針の設定及び事業計画の

てはいないか等が問題とされよう。部の理事の個人的な見解が大きく影響したって、各部門別担当者の意見が充分に存立されたいるか、一等重され方針等が策定されているか、一

財政基盤の状況

(3)

額の借入金をかかえている法人の財政状当面は、施設の設置等にあたって、多

常災 (4) 職員の充足状況 いい 、 微選計画等が指導の対象となろう。

職員の総数が基準数に満たない施設を的財政の展望もなしに、安易に基準数を的財政の展望もなしに、安易に基準数を設が問題となるのは当然であるが、長期設が問題となるのは当然であるが、長期

(5) 施設長の職務専念の状況

社会福祉事業法第六十一条の規定を持ち出すまでもなく、施設長は入所者処 多様化、入所者処遇技術の高度化、措置多様化、入所者処遇技術の高度化、措置多様化、入所者処遇技術の高度化、措置等に対応し、施設長の果たす役割も益々費予算の巨大化並びに職員管理の複雑化費予算の巨大化並びに職員管理の複雑化費が算の巨大化並びに職員管理の複雑化費が算の形式との果たす役割も益々で、右資格施設長の配置状況、施設運営に対する施設長の配置状況、施設運管に対する施設長の影務の実態等を精査でいた有資格施設長の影響の場合は、

(6) 職員の協調体制の状況

多くの職種、多様な職歴の職員で構成多くの職種、多様な職歴の職員で構成は、全職員の協調体制が絶対的条件である。施設長と職員間にトラブルはないか、職員間のチームワークはどうか、施か、職員間のチームワークはどうか、施か、職員間となる。

二 勤務条件の確立

て、欠くことの出来ない重要 事 項 とし施設職員の勤務条件の確立 に あ たっ

(1) 就業規則等の届出及びその履行状況 社会福祉施設も一つの経営体であるから、合理的な施設運営を行うためには、労働基準法第八十九条の規定による就業規則を作成し、所轄労働基準法で定められく、就業規則は職員処遇の基本であるばく、就業規則は職員処遇の基本であるばく、就業規則は職員処遇の基本であるばた、その他の諸手続きの履行状況並びにその内容のほか、労働基準法で定められた、その他の諸手続きの履行状況並びにその内容のほか、労働基準法で定められた、その他の諸手続きの履行状況並びにその内容のほか、労働基準法で定められた、その他の諸手続きの履行状況並びにその内容のほか、労働基準法で定められた、その他の諸手続きの履行状況を増せた、その他の諸手続きの履行状況を開せた、その他の諸手続きの履行状況を避難していないか等についても指導すと遊離していないか等についても指導すと遊離していないか等についても指導する必要がある。

- 労働基準監督署長への届出
- 届出 ② 三六協定の必要の有無、必要な場
-) 宿日直勤務の許可
- ④ 賃金からの諸控除を行うに必要な二十四条に基づく内部協定の締結等なお、各都道府県、各施設の 関係 者なお、各都道府県、各施設の 関係 者格、昭和五十年二月二十一日基発第百六は、昭和五十年二月二十一日基発第百六は、昭和五十年二月二十一日基発第百六は、昭和五十年二月二十一日基発第百六は、昭和五十年二月二十一日基発第百六は、昭和五十年の職権の関係を表演して、労働条件の最低基準である労働を開きを開きる。

を含む)、の整備及びその適用状況を含む)、の整備及びその適用状況与表、初任給格付基準の三者が網羅されたものでなければならない。しかしながたものでなければならない。しかしながら、給与規程本文のみが整備され、給与ら、給与規程本文のみが整備され、給与ら、給与規程本文のみが整備され、給与ら、給与規程本文のみが整備され、給与も併せて整備するよう指導する必要がある。

(3) 交替制等勤務体制の確立

要がある。 標準勤務体制に近づけるよう指導する必 要な職員を五十、五十一両年度にわたっ あるとして「二直変則二交替制勤務」体 更生施設は、一日十六時間勤務が必要で の確保という観点から、各施設のあるべ か、まだ十分とはいえない。入所者処遇 の勤務形態は徐々に改善されつつある て増員を図ったところである。施設ごと 直制勤務」体制を確保するため、その必 は、夜間勤務は必要としないため「宿日 制。養護老人ホーム等その他の収容施設 要であることにかんがみ「三直三交替氚 き勤務体制を、監査等を通じて精査し、 勤務」体制。救護施設、重度身体障害者 **護施設は、一日二十四時間勤務体制が必** て、特別養護老人ホーム、身体障害者療 の設置目的に応じた標準勤務 体 制 とし 入所者の処遇の完全を期すため、 施設

三 入所者処遇の確保

の六点を音根点として設定した。との出来ない重要事項として、当面、次との出来ない重要事項として、当面、次

(2)

給与規程(給与表、初任給格付基準

1) 処遇計画の設定、検討及び実施の状

て

次の三点を着眼点として設定した。

(2) 食事時間等生活時間の設定状況

大所者の生活時間が、一般家庭の生活 間が職員の勤務時間等を中心として設定 間が職員の勤務時間等を中心として設定 でれていないか、また、入所者のニーズ されていないか、また、入所者のニーズ イントとなる。

(4) 施設内診療及び施設外診療の状況(4) 施設内診療及び施設外診療に依要支給制度の発足を機に施設外診療に依要する度含が強くなり、入所者の健康状態が十項がおろそかになって入所者の健康状態が十項がおろそかになって入所者の健康管行する度含が強くなり、入所者の健康管行する度含が強くなり、入所者の健康管行する度されているかが問題となる。

に取組まなければならない。 入所者の生活向上を図る趣旨から積極的 入所者の生活向上を図る趣旨から積極的 として、重要な意味を持つものであり、

(6) 入所者からの預り金の管理状況(6) 入所者からの預り金の窓が多額になっている現状い、預り金は、あくまでも入所者個人別預金であることを銘記し、入所者個人別預金であることを銘記し、入所者個人別預金の座による適切な管理をすることが必要口座による適切な管理をすることが必要口座による適切な管理をすることが必要

経理事務の適正化

点をおく必要がある。
は、昭和五十二年度からスタートした新は、昭和五十二年度からスタートした新は、昭和五十二年度からスタートした新いい。当分の間点を着眼点として設定した。当分の間点をおく必要がある。

る手続の状況 予算、決算に関する理事機関に対す

予算・決算が形式的審議に終始しているいか。特に施設にとって予算は、運営ないか。特に施設にとって予算は、運営ないか。また、決算に関する反省も必要であか、また、決算に関する反省も必要であか、また、決算に関する反省も必要であるような機構、体制が樹立されているかが評価される。

一〇〇号社会・児童家庭両局長連名通知設とも昭和四十九年五月二十九日社施第設とも昭和四十九年五月二十九日社施第3 措置費執行及び経理事務処理の状況

について」(いわゆる「一○○号通知」) に見って行われているが、決算で剰余金 を残しながらも特定の経費の不足を訴え る施設、措置費を施設整備費の自己資金 に充当することを予定していた施設、措 置費から入所者の医療費の三割自己負担 置費から入所者の医療費の三割自己負担 置費の運用がなされているかどうかが問 題となる。

内部けん制組織の状況

内部けん制組織は、内部照合制度とも内部けん制組織は、内部照合制度とも会を少なくする方法であるが、公的資金である措置費を経理する施設会計にあっては、是非とも確立させておきたいシスては、是非とも確立させておきたいシス

(4) 内部経理監査の実施状況

内部経理監査は、法人内部において自内部経理監査は、法人内部において自身は、施設運営の指針であるところから算は、施設運営の指針であるところからることが望ましいことを先程述べたが、ることが望ましいことを先程述べたが、ることが望ましいことを先程述べたが、ることが望ましいことを先程述べたが、ることが望ましいことを発起述べたが、ることが望ましてある。予頼性を確保しようとする制度である。

(5) 遺留金品の取扱状況

伴い、年々多額となっている。こ の た入所者の所持金は各種年金等の改善に

め、入所者の死亡時には、遺留金品の取がが重要な課題となるが、遺留金品の扱いが重要な課題となるが、遺留金品の扱いが重要な課題となるが、遺留金品の扱いが重要な課題となるが、遺留金品の取のる。

「社会福祉施設における運営費の運用

五 災害事故防止対策の確立

① 消防計画の樹立状況

各種防災訓練の実施状況

本側を常にとっておく必要がある。体制を常にとっておく必要がある。に基づく日頃からの訓練が重要である。に基づく日頃からの訓練が重要である。に、避難訓練等の実施、消防機械・器具に、避難訓練等の実施、消防機械・器具に、避難訓練等の実施、消防機械・器具に、避難訓練等の実施、消防機械・器具に、避難訓練等の実施、消防機械・器具に、避難訓練等の実施、消防機械・器具に、必要がある。

監査第二、福祉事務所に対する指導

は次の六点を設定した。 入所措置の適正化の推進」とし、着眼点主眼事項は、「措置の実施機関による

- 田 関係職員の配置状況は適切か
- い状況はどうか()各種相談所その他関係機関との連げ
- (4) 措置の要否判定と措置決定状況はど指導状況は適切に実施されているかい。 要措置者のは握ならびに施設入所の
- (5) 被措置者に対する訪問、調査及び指

6. 遺留金品の処分は正しく行われてい導は行われているか

等について、その実施状況が問題となる。 だって、福祉事務所における施設要る。 従って、福祉事務所における施設要る。 従って、福祉事務所における施設要る。 従って、福祉事務所における施設要がった。 通常を確認するこ 置にあり、その措置の適否を確認することは、都道府県の欠かせない 任務である。

の留意事項第三、都道府県の指導監査実施上

留意事項を掲げている。都道府県の指導監査に当っては、次の

実施する。 (1) 措置機関ならびに社会福祉施設に 東施することとし、必要に応じ特別監査を対する指導監査は、原則として年一回実

まらず、給食時間、おむつ交換、入浴介(2) 施設監査は、単に書面検討にとど

検証する。 員、入所者と面接し、処遇内容の適否を 関、入所者と面接し、処遇内容の適否を

(3) 社会福祉法人が設置経営する施設の実効をあげるよう配意するなど、指導監査の実効をあげるよう配意するなど、指導監査

また、保護施設、老人福祉施設及び身また、保護施設、老人福祉施設及び身る所管課が区々にわたる場合には、部る所管課が区々にわたる場合には、部り、いずれの施設にも共通した事項につり、いずれの施設にも共通した事項につり、いずれの施設にも共通した事項につり、いずれの施設にも共通した事項につり、いずれの施設にも共通した事項につり、いずれの施設にも、本人福祉施設及び身はならない。

差しつかえないものとしている。施設における問題点に応じ適宜設定して施設における問題点に応じ適宜設定してを限事項及び着眼点は、このほか個々の主限事項及び着眼点は、このほか個々の

老人医療費支給事務関係

村においてはなお依然として資格審査、大年目を迎えた。この間、関係者の努力には順調に推移しているところである。には順調に推移しているところである。には順調に推移しているところである。には順調に推移しているところである。とかしながら、厚生省及び都道府県の指しかしながら、厚生省及び都道府県の指したがら、厚生省及び都道府県の指したが、実施体制度は、制度発足以来
老人医療費支給制度は、制度発足以来

連名簿審査、現金給付事務等事務処理全般についての誤りが指摘されている。そこで、五十三年度は事務処理全般を見直し、事務の簡素化を含めて適正な事務処理の中でも最も基本となる資格審査の適正化を指導監査の課題として、次のような主服事項及び着限点を設定した。

市町村実施体制の整備

配属された職員に対する事務引継ぎ及び 時期と職員の異動時期との調整、新たに 項としてとりあげ、とくに受給者証更新 町村も認められるので、本年度も主眼事 ころであり、毎年度指導監査の主眼事項 中心に管下市町村を指導することとし、 老人医療費支給事務取扱細則の整備等を 実務研修の実施、事務処理の規準となる してきたところである。しかしながら、 その重要性については言うまでもないと 事務の適正化の基盤となるものであり、 次の事項を着眼点とした。 いまだその整備状況は十分といえない市 としてとりあげ、その整備充実の指導を 市町村の実施体制の整備充実は、この

継ぎ研修は的確に行われているか ら適切か、とくに、職員交替時の事務引 動の時期は受給者証更新時期との関連か な配慮が払われているか、また職員の異 担当職員の配置についてどのよう

係諸規程の整備状況はどうか 老人医療費支給事務取扱細則等関

関係部課との連けいは円滑に行わ

適正な事務処理の確保

資格審査の適正化

される譲渡所得のは握もれ、社会保険料 都道府県の指導監査等の監査結果をみる 資格審査事務については、厚生省及び 年々改善されつつあるが、 分離課税

> 給事務についても電算化が進みつつある 摘されている。また、近年老人医療費支 等諸控除額の適用の誤りが依然として指 は、次の事項を着眼点とした。 「資格審査の適正化」について

- もれはないか 分離課税される譲渡所得等のは握
- その事務処理は適正に行われているか。 受給対象者のは握及び受給者証交付 電子計算機を導入している場合、 諸控除の適用に誤りはないか

化」については、次の事項を着眠点とし 給対象者のは握及び受給者証交付の適正 期が遅いもの等が認められるので、 不十分であるもの、受給者証の交付の時 況については、ねたきり老人等のは握が 受給対象者のは握、受給手続の指導状 受

か 1 認定は適正に行われているか ねたきり老人等のは握もれはない

うに受給者証を交付しているか 医療費支給事務の適正化 受給資格発生月から受療できるよ

調整が不上分なもの、また、国の事業で 第三者からの損害賠償と老人医療費との 行為による事故について、そのは握及び 係る医療費等の現金給付事務において支 給決定方法等に誤りがあるもの、第三者 査が不十分なもの、柔道整復師の施術に の受給者別内訳書である「連名簿」の密 審査支払機関より送付される老人医療费 老人医療費支給事務の状況をみると、

> 等の問題が指摘されている。これらの点 るものとの経理区分が不明確であるもの ある老人医療費と県・市町村の事業によ から「医療費支給事務の適正化」につい ては次の事項を着眼点とした。

- いるか 1 連名簿等の審査は適正に行われて
- 期は適正に行われているか 第三者行為による事故について老 現金給付支給額の決定及び支払時
- に行われているか 八医療費と損害賠償との調整事務は適正
- 理区分は適正に行われているか 都道府県・市町村単独事業との経

受療動向のは握及び保健指導 ல்

とした。 費を支給するのみならず、老人福祉施策 るため、「受療動向のは握及び保健指導 の確保を図ることが必要である。そこ て、療養指導や保健指導を徹底し、健康 との連けいや関係団体との活 用によっ の状況」については、 で、本制度のより一層効果的な運営を図 に関する正しい知識の普及や適切な受療 本制度の実施にあたっては、単に医療 次の事項を着眼点

- れているか 1 受療動向のは握、 検討が十分行わ
- がされているか 2 適切な受療確保のための保健指導

状況

祉 手 当 支 給 事 務 関 係

得審査の適正化を推進することとし、 度の周知徹底を図り、対象者のは握もれ められている。そこで、五十三年度は制 較して、は握もれがあると思われるも 年余を経過し、制度として定着しつつあ の基本ともいえる障害程度の認定及び所 の防止に努めるとともに、本制度運営上 の、また所得の審査にも不十分な点が認 果によれば、聴覚障害を中心に障害程度 の認定に誤りがあるもの、障害福祉年金 るが、厚生省及び都道府県の指導監査結 級受給者等、関連制度の受給者等と比 福祉手当支給制度は、制度発足以来二

> た。 のような主眼事項及び着眼点 を設定 l

福祉事務所等実施体制の整備

は 事務担当者が他の多くの事務と兼務して 制は、ほぼ整備されつつあるが、嘱託医 より書類の審査が不十分であるものなど いるため、または事務担当者の異動等に の障害程度の判定に問題がある場合や、 の委嘱されていない実施機関も多く、そ が認められる。とくに、職員異動の際に 実施機関である福祉事務所等の実施体 事務引継ぎを的確に行わせるととも

制の整備」については、次の事項を着眼 れる。そこで、 が制定されていない実施機関も多くみら 点とした。 また、福祉手当支給事務取扱細則等 実務研修も必ず実施する必要があろ 「福祉事務所等の実施体

の事務引継ぎ、研修は的確に行われてい な配慮をしているか、また、職員交替時 職員の適正配置についてどのよう 福祉手当支給事務取扱細則等関係

諸規程の整備状況はどうか

円滑に行われているか 町村 税務主管課等との連けいは

適正な事務処理の推進

認定しているものが数多くみられる。ま 礎となった診断書等を確認することなく することができることとされている。 らかな場合には、診断書等の添付を省略 が本制度の支給要件に該当することが明 実施機関も多い。そこで、これらの問題 当が支払月の中旬以降に支払われている さらには、支払月の初旬に支払うべき手 もれ、諸控除の適用誤り等が認められ、 のみをもって、その障害程度の判定の基 身体障害者手帳二級の所持者であること かしながら、聴覚障害者等については、 ため身体障害者手帳等により、障害程度 た所得状況の審査についても所得のは握 素化及び障害者の費用負担の軽減を図る 福祉手当の請求については、事務の簡

を中心に、「適正な事務処理の推進」を

図ることとし、次の事項を着眼点とし

いるか。 害認定についての協議は適切に行われて いるか、また、都道府県本庁に対する障 ものについては有期認定の取扱いをして ているか、障害程度に変動が認められる 等による障害程度の判定が的確に行われ 障害程度の認定にあたり、

れがないか、諸控除額の適用に誤りはな 所得審査にあたり、所得のは握も

ける未支払の手当の請求手続は、 なっているか。 (3) 手当の受給者が死亡した場合にお 手当の支払開始期日は月の初旬と 適正に

> 関係は円滑に行われているか。 うな方法で行われているか。 ② 障害者関係団体との協力 対象者のは握は適切に行

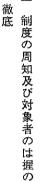
ほか、管内実施機関における間 設定して実施することが望まし 題点に応じた主眼事項等を適宜 び着眼点を指導監査方針とする に際しては、以上の主眼事項及 管下実施機関の指導監査を行う 都道府県本庁は、五十三年度

あなたの書棚を美しく飾る

生活と福祉

- ◆定期購読者の方はぜひご利用ください
 - (2年分) を1冊に、原型 ます こなわずに合本 保存でき
- ◆定価 500 円 ・〒サ ービス。 代金を添え てお申込みください

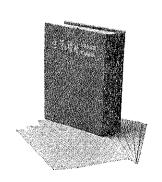
全国社会福祉協議会・出版部



Ξ

行われているか。

手帳等他制度の受給者についての調査等 知はもちろん重要であるが、民生委員、 らない。このためには広報誌等による周 機関においては制度の周知徹底を図り対 度の周知及び対象者のは握の徹底」につ することも必要であろう。そこで、「制 も行い対象者のは握もれがないよう配意 障害福祉年金、特別児童扶養手当、療育 象者のは握もれの防止に努めなければな いては、次の事項を着眼点とした。 身体障害者団体等の協力を得ることや、 1 本制度の創設の趣旨にかんがみ、 住民に対する制度の周知はどのよ



印刷所 株式会社 日本機関紙印刷所(海替口座)東京四九、三九六番(海替口座)東京四九、三九六番東京都干代田区職が関三—三一四東京都干代田区職が関三—四一四路行所 社法人 風電客音与一〇〇四和玄福 全国社工工年年月月一日発行 財和五十三年五月一日印刷日年在月一日印刷一年公二八尺〇日(送料共)上海一部(部)四〇日(送料二五日)